

●第3次琴平町総合計画（平成13～22年度）【概要】

【計画のポイント】

- 地方自治法第2条第4項に基づく計画
- 町のめざすべき将来像と、それを実現するために必要な施策等の基本的な方針を定めた長期的、総合的な振興計画
- 関連計画と整合性を図った計画
- 町の行財政運営を効率的、効果的、計画的に遂行するための指針となるもので、各種の計画や施策の基本となるもの
- 計画実現のために必要な施策を国と県に要望し、同時に民間に対しても積極的な参加と協力を期待するもの
- 計画の策定においては、琴平町の社会的、経済的構造と地域特性を把握し、現状及び課題を明らかにしたうえで、本町の持つ潜在的能力を活かした計画

■第3次琴平町総合計画（基本構想）体系図



第4次総合計画 基本計画策定のための各課ヒアリングについて

1. ヒアリングの目的

各課ヒアリングは、第4次総合計画（基本計画）策定にあたって、各施策の成果及び達成に向けた主な取り組みを抽出し、今後の方向性を整理していくため、関係する各課にお願いし、調査したものです。

2. ヒアリング調査対象

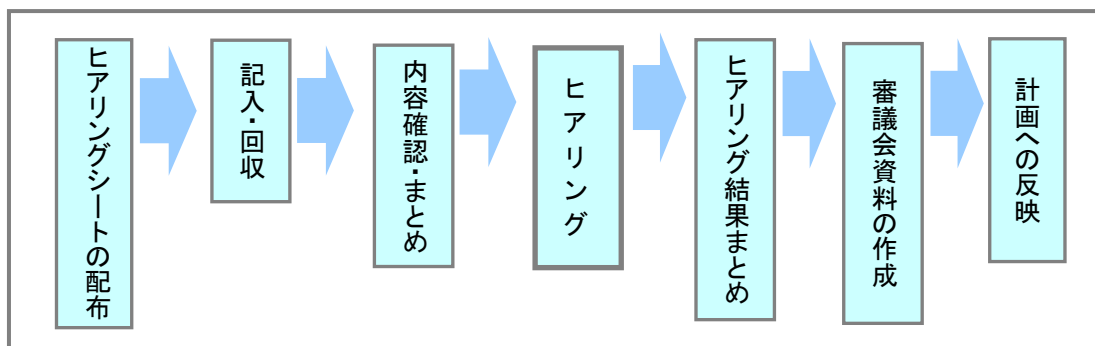
ヒアリング調査対象としては、第3次総合計画の施策に係る各課を対象としました。

- | | | |
|---------|----------|--------|
| ○観光商工課 | ○教育委員会 | ○健康推進課 |
| ○建設下水道課 | ○住民サービス課 | ○人権同和課 |
| ○水道課 | ○総務課 | ○農政課 |
| ○福祉課 | | |

3. ヒアリング調査方法

第3次総合計画の「施策の内容」（105項目）及び「主要事業」（303項目）について施策の現状と課題、今後の方向性などを記入いただき、聞き取りを行いました。

■ヒアリング調査の流れ



各課ヒアリングの結果からみた第4次琴平町総合計画の方向性

産業の育成について

こんぴら信仰を基本にした観光は、今後も琴平町の基幹産業として振興を図っていく必要がある。国・県の観光政策と協調して長期滞在型観光などに対応するとともに、インターネットなどを活用した情報発信を充実させていく。

商業については、商工会と連携して支援を行っているが、今後も市街地の環境整備や店舗情報の発信などを推進し、担い手や後継者の育成も支援していく。

高齢化の進行は農業にも影響を及ぼしており、担い手の確保や農地の保全のため、生産基盤や経営体制の整備が求められている。さらに、加工・販売を促進する6次産業化を推進する。

工業への支援はあまり実施されていないが、今後、農業・商業や環境など他の分野と連携した地場工業の振興をめざす。

生活環境の整備について

河川清掃や公害防止活動などによって環境の保全が行われているが、今後さらに住民主導の活動を支援していく。また、快適環境の面からも適切な生活排水処理を推進し、下水道への接続や放流など住民の理解を求めていく。

ごみ処理については、住民の理解・協力も得られ3R活動も効果を上げている。今後は、省エネ・地球温暖化防止対策にも取り組んでいく。

交通安全などの取り組みは定着してきたが、消費生活やネット上の犯罪などにも備える必要がある。消防団員の確保や自主防災組織など、防災面でも地域住民の主体的な参加が必要である。

そのため、地域社会への帰属意識を醸成しながら安全で快適な地域づくりを推進する。

健康・福祉の充実について

健康づくりについては、医療・福祉・教育と連携してきめ細かく取り組んでいる。今後は、自治会単位の組織や住民団体を活用するなど、より住民に浸透した活動をめざす。また、地産地消の推進などJAや生産団体との連携も図っていく。

児童・高齢者・障がい者福祉は、それぞれの制度サービスを適切に実施しているが、多様化・重層化している問題を解決するため、地域社会全体で要支援者を支えていくことが必要である。そのため、民生・児童委員やボランティアなどの人材を育成・確保する。

あらゆる福祉活動の基本であるノーマライゼーションの意識を普及させ、さらに同和対策・人権問題解決の推進に努める。

都市基盤向上について

適正な土地利用を図るため、耕作放棄地の解消や空き店舗・空き地の有効利用を推進する。

交通体系の整備は、引き続き関係機関と連携し、緑地の整備など環境にも配慮して推進する。

高度情報化の基盤は整備できており、今後、その有効活用を図っていく。

水資源については、香川用水の受水量を増やす方向で安定確保するとともに、節水対策を推進する。

自然災害の危険箇所は少ないが、災害発生時の対策を充実させていく。

人・文化育成について

学校教育については、学力の向上を基本にしながら、郷土の伝統文化を大切に地域に愛着を持つ子どもを育てる教育を推進する。幼児教育については、幼保一元化の動きに注目しながら、学校教育との円滑な連携を図っていく。放課後には、地域で子どもを見守る仕組みについても検討していく。

そのため、家庭・学校・地域との連携を機能させるためのコーディネータを養成していく。

琴平町の歴史や文化を学び、継承していく講座や研修を行う。また、歴史民俗資料館の充実を図るとともに、情報発信に努める。

健康づくりの視点からもスポーツ教室を充実させる。

学校や地域での国際理解を深める取り組みを推進する。

行政体制について

効率的な行政運営のため、行政組織・機構の検討を行う。また、職員定数の適正化と職員資質の向上に努める。

庁舎等公共施設については、適正な配置、効率的な管理に努めるとともに、耐震化など災害時の避難施設としての機能維持を図る。

行政運営への住民参加を進めるとともに、住民主体の活動を支援し、協働のまちづくりを推進する。そのため、地域コミュニティの育成に努める。

スモールタウンの利点を活かしながら、近隣市町との連携を図り、効率的な事務の広域処理を推進する。

財政運営については、税収の確保、補助事業の活用にも努めるとともに、歳出の見直しを行い、健全財政の運用に努める。

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
観光の振興 多様化する観光ニーズに対応するため、まちづくりと一体的に観光の振興を図り、本町の観光の核となる「こんびら信仰」を活かした個性的で魅力のある観光地づくりを推進します。	1. 観光振興コンセプトの明確化	1	①こんびら信仰を基本とした観光施策の推進	こんびらさんを中心にしながらニーズの多様化に対応し、広域での滞在型・回遊型観光の取り組みを強化する。	こんびら信仰を基本とした（中心とした）観光施策の方向性は、今後も継続していく。	観光商工課
		2	②リピーター対策の推進	「心のまち・琴平町」を理念とし、観光従事者はもとより住民全員が「おもてなしの心」を持って観光客に接するよう、住民意識の高揚を図る。 琴平町を訪れる観光客に「きてよかった」「また訪れたい」と思っただけのよう、観光従事者に対する研修、教育の充実に努める。 観光客のニーズに応じた受け入れ態勢を、観光業者などが中心となって検討、実践する。 観光客を温かく受け入れるため、県と連携をとりながら親切運動を積極的に実施する。 観光客からの琴平観光についての意見、提言、苦情などの受付、処理体制を整備する。	行政だけではなく、協会や関係機関等と連携し、協会等が中心となり、実行していくことのできる体制が望ましい。行政が支えることが必要。 リピーターの受け入れ体制を事業者が整備し、行政が支援していくことができるようにしていきたい。	観光商工課
	2. 現在ある観光資源の再活用	3	①歌舞伎のまちとしてのイメージをさらに定着化	こんびら歌舞伎のさらなる発展のために、住民とともに育んできた運営組織体制および関連行事の見直しを図る。	イメージが定着してきている。歌舞伎のまちとして定着しているので、継続していく。	観光商工課
		4	②イメージのさらなる向上	琴平の自然、歴史、人物にちなんだ観光名所に案内看板等を設置し、利便性とイメージを向上させるとともに、またアートツーリズムを推進していく。	琴平のイメージをさらに高めていくことが必要であるとともに、琴平以外と連携して観光を進めていくことも必要。	観光商工課
		5	③観光客の利便性の向上推進	魅力を増進させるインフラを整備する。 公衆トイレなどの利便施設について、利用者の立場に立った改善策を講じる。	ある程度整備がされてきている状態である。施設等は維持しながら、ニーズを踏まえて利便性の向上を図るようにしていく。	観光商工課
	3. 新しい観光資源の開発	6	①未だ活用されていない観光資源を発掘することによる観光開発	琴平が有している自然、歴史、文化的資源、特産品等で未だ十分に活用されていない資源を掘り起こし、新たな観光資源として活用を図る。 琴平の魅力を増進させるようなイベントなどのソフト事業や、本町にふさわしい施設整備などを促進する。 観光施設案内標識の整備を進めるとともに、まち歩きパンフレットの制作を検討する。	取り組みとして行われたものや取り組めていないものなどある。今後のニーズを踏まえて行っていく。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
		7	②こんびら温泉郷を全国発信	テレビ、新聞、雑誌などのマスメディアを積極的かつ効果的に活用する。 地域、年齢層、嗜好などターゲットを絞った戦力的な情報発信を行う。	こんびら温泉として観光整備を進めている。事業は継続していく。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
		8	③長期滞在できる観光地づくり	多様化する観光ニーズに対応した、観光施設および宿泊施設の整備を誘導する。 琴平という枠を超え、琴平を含む近隣地域全体を観光地としてとらえ、新たな魅力を付加することによって、長期滞在が可能な観光地づくりをめざす。 平成18年に開催される善通寺創建1200年記念事業の取り組みを皮切りに、広域での事業を推進する。	国や県の観光施策の方向性と連携する。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
4. 観光情報提供機能の強化		9	④コンベンションの誘致・施設の整備	「いこいの郷公園」にスポーツ大会、イベント、学会および会議などを誘致する。 アフターコンベンションを楽しめるまちづくりを推進する。 県および財団法人 高松観光コンベンション・ビューローと連携し、各種大会等を誘致する。	現在、行っていない。いこいの郷公園の活用など進めていく。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
		10	①インターネットの活用	インターネットを利用した、町内観光スポット紹介の充実を図る。 観光協会独自の取り組みによって写真などの観光情報をデジタル化し、行政の枠を超えたサービスを提供する。	インターネットを活用して、情報発信を進めていく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
		11	②個人観光客に対する情報提供の強化	新聞・雑誌・テレビ・ラジオおよびインターネットなどのマスメディアの利用により、個人観光客に対して最新の観光情報を提供する。 安価で広域的なネットサービスの利用者が増加している現状を鑑み、携帯電話を利用した観光情報の提供についても検討する。	インターネットやパンフレットなど、情報発信を進めていく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
		12	③案内標識の整備	町内観光スポットをネットワーク化するための、案内標識を整備する。	現在設置しているところ以外の設置については場所の確保が難しい。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
商業の振興 中心市街地の活性化を軸に、住民購買力の流出を防止し、多様化する消費者の需要に応えるため、関係機関との連携・協力を保ちながら、人が集い賑わいのある商店・商店街づくりを支援します。	1. 中心市街地活性化基本計画推進による中心市街地の活性化	13	①中心市街地におけるまちなみ機能の強化	金倉川の景観整備を引き続き実施する。 景観整備と安全性の確保のため、金倉川にある橋の改修を実施する。 うるおいと安らぎのある空間づくりを推進する。 観光客や買い物客が回遊できるまちなみにすることによって、滞留時間を延長させる。 地元商店街が中心となった整備事業への補助や、誘導サインの整備などに努める。	金倉川の景観整備は、ほぼ完了している。今後ごみの不法投棄による景観の悪化をふせぐ。また、本町の橋梁は相当年数がたっており、こまめな修繕により延命化を図る。(建設下水道課) 市街地の整備を進めていく。(総務課)	総務課 建設下水道課
		14	②明るくにぎやかな商店街の演出	中心市街地活性化事業を実施することにより、商店街における商店の連続性を確保する。 チャレンジショップやイベント会場の設置を支援することで空き店舗、未利用スペースを有効活用できるよう誘導する。 商店街の魅力向上および、回遊性を高めるため、集客拠点設置を支援する。 斬新なアイデアや若者の意見も取り入れ、積極的に取り組む。	商工会と連携し、商店街の発展に向けた取り組みを検討し、実施する。	観光商工課
		15	③個店活性化策の推進	インターネットなどの情報技術を利用できる基盤を整備することで、個性的な商店づくりを支援する。 消費者にとって魅力ある店づくりに対して支援を行う。 経営者の高齢化、後継者不在への対応策を検討する。 官民一体となった協議会の立ち上げや、若手経営者に対する支援の充実に取り組む。	事業としては現在行っていない。まちづくり全体の方向性とあわせて実施する。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる) (商工観光課) 現在個別には行っていない。町内のお店の情報について発信していくなど、啓発・広報の事業を進めていきたい。(総務課)	観光商工課 総務課
		16	①商業者に対する支援体制の強化	町内商工団体および中小企業団体中央会など、中小企業支援機関との連携を継続し、組織づくりの支援・アドバイス等を行う。	商工会と連携し、支援を進めていく。	観光商工課
		17	①商業者に対する融資事業の推進	町内中小企業に対して、融資による経営支援を推進する。	今後とも、金融機関と連携し、実施していく。	観光商工課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
	4. 後継者の育成	18	②経営の専門家によるアドバイス	経営改善に取り組む町内の中小企業に対して、町内商工団体および中小企業団体中央会などの中小企業支援機関との連携を強化したうえで、個々に具体的な対応策をアドバイスできる体制づくりについて、引き続き県と連携を取りながら事業を推進する。	現在行っていない。今後、効率・成果があがる形でのアドバイスのあり方を検討し、実施することも必要。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
		19	①意欲のある人材の確保と育成	中小企業に必要とされる人的資源の高度化・多様化に対応するため、県・支援機関相互の連携を保ちながら取り組む。経営改善に取り組む意欲ある町内中小企業に対して、県施策との連携のもとで支援を図る。	人材の育成は今後とも重要であり進めていく。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
		20	②後継者の確保と育成	県施策との連携を図り、中小企業後継者育成基金を活用することなどにより、中小企業における研修事業への参加を支援し、後継者などの人材育成に努める。今後、中心市街地活性化活動の中で意欲的な後継者の育成をしていく。	後継者の確保と育成は今後とも重要であり進めていく。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
農業の振興 生産性の高い農業をめざして、農業生産基盤・農業設備の整備を進め、また農業生活環境の向上などによる後継者の育成と、新たな販路の開拓に努めます。	1. 農業生産基盤づくり	21	①優良農地の確保と有効利用	現行農地法に基づいて、優良農地の確保に努める。 効率的な農地保全管理を通じて、遊休農地の解消に努める。 住民のニーズに対応した市民農園の設置等、遊休農地の多面的利用を行う。	優良農地の確保と有効利用の推進のため、住宅等の混在化が進まないように無作為な開発を避ける。 その他関係する計画づくりの人材育成及び体制構築が必要。	農政課
		22	②農道および農業用排水路の整備	受益面積減少にともなう、幹線水路改修要望の処理を行う。 効率的な水利用や、維持管理の軽減を促進する。 ため池の万全な管理の徹底と、適切な維持管理の促進を図る。 地域要望については土地改良の運用にともない、国・県・改良区・町で連動して取り組む。 用水管理の合理化と多面的機能の強化を行う。 環境面と防災面を考慮しながら整備を行い、用排水路については農家だけでなく非農家についても共同で維持管理を推進する。	老朽化した農道および農業用排水路に関する問題を解消するための整備が必要。 整備してから時期が経過しているため、随時、整備が必要となっている。	農政課
	2. 生産性の向上と経営の安定実現	23	①生産性の向上・改善	農地の利用集積により、作物の団地化、ブロックローテーション、大型機械による効率化を促進する。 畜産においては、優良肉種導入による肉用牛の合理化経営で、品質向上と良食味肉の生産を促進し、経営の安定化を図る。	農業人口の減少や高齢化・担い手不足が進む中で、農産物の生産をいかに維持していけるか、対応策の検討が必要。 その他関係する計画づくりの人材育成及び体制構築が必要。 農産物の生産基盤の確保として、品質向上と生産技術の向上を図り、農業機械の共同化や大型化により合理化経営に取り組み、効率化と経営の安定につながるような施策の展開が望まれる。 担い手づくりが必要との視点から認定農業者や集落営農法人、作業受託組織の育成に努め、各種事業に取り組んでいく。 庁内の検討会等の前後に課員が集まり、施策の課題等について検討を行う予定である。	農政課
		24	②農業生産法人設立の推進	農家合意のもと、農業経営の法人化を推進する。		
25		③農業経営の多角化促進を支援	異業種交流の開催支援や、加工・流通部門への進出支援を実施する。			
26	④重点作物の団地化推進	米、麦を中心とした、複合経営を推進する。 にんにく、レタス、菜花、黒大豆などを特産品とし、団地化を推進する。 法人化を図り、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策と連動して取り組む。				

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課			
工業の振興 社会・経済の変	1. 経営基盤の 安定と強化	27	⑤米の需給バランス変動に対する対応策検討	需要動向に対応するため、品質・食味の向上に努めるとともに、安定供給のための出荷調整の問題を検討する。					
		3. 農業設備の 整備	28	①農業生産施設の整備	農業協同組合と町とが連携をとることによって、施設大型化の取り組みを充実する。 構造改善事業の導入による、施設の整備を推進する。	農協と町など関係団体・機関が連携して共同施設（加工・調整）等の整備を推進することが必要。 環境面と防災面を考慮し、農業用水の安定確保と施設の適切な維持管理に努めるために、農業用施設（用水路、水門等）の整備を進めることが必要。 農産物の出荷において、調整作業の受託や出荷・加工の共同作業が推進できるような施設の整備が望まれる。 老朽化の進んだ農業施設もあり、これらの整備が効率的に推進される施策の展開が望まれる。 その他関係する計画づくりの人材育成及び体制構築が必要。 今後の農業の発展と経営の効率化に向けた施設の整備に取り組んでいきたい。 庁内の検討会等の前後に課員が集まり、施策の課題等について検討を行う予定である。	農政課		
					29			②農業施設整備	農業用水の安定確保および、適切な維持管理を推進する。 効率的な水利用を行い、災害を未然に防止する。 農業用施設（用水路、水門等）の整備は、環境面と防災面も考慮しながら推進する。
									4. 担い手の確保と育成
		5. 販路の新たな開拓と拡大	31	②後継者の確保と育成	今後、農業士、青年農業士、認定農業者、農業委員活動の中で意欲的な青少年の育成に努める。 農業生産法人への参画を推進する。				
					32	①特産品の開発・育成	消費者ニーズに即した、特産品の開発および育成を推進する。	加工品を販売する側や農産物を生産する側あるいは加工する側が、自主的に行動に移せるような気になる作物の栽培の取り組み・育成と紹介や手助けとなるサポート体制、補助事業などの展開が望まれる。 その他関係する計画づくりの人材育成及び体制構築が必要。 関係する業者への商品の紹介や掘り起こし、販売促進につながるような商品開発への協力に取り組みたい。 庁内の検討会等の前後に課員が集まり、施策の課題等について検討を行う予定である。	農政課
							33		
		34	③多様化するニーズに対応	生産者と卸売市場・小売店、外食産業などとの交流促進や、きめ細かな生産・出荷情報の発信を行う。 食育や地産地消を推進する。					
				35	④新たな製品の開発	地域農産物を利用した、加工製品の開発・普及を促進する。			
		36	①支援体制の強化	多様化する情報化社会へ対応するため、県の施策と連携しつつ、企業活動に関する情報の収集・提供を推進する。	工業への支援はほとんどない状況である。商業・工業も含めて、支援体制を整備していく。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課			

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
化や情報・技術革新に対応できるよう、企業への支援を強化するとともに、観光の振興と連携した新たな工業の開発と育成に取り組んでいきます。	2. 地場産業の振興	37	②組織・団体の育成と連携	県の施策と連携して情報の収集・提供を推進し、工業団体間の相互交流などを促進するなどにより組織・団体の育成・支援に努める。	組織・団体の育成と人材の育成など、あわせて行っていく。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
		38	①地場工業推進体制の確立	先進地を観察し、ノウハウを学ぶための研修を支援する。	ガーリックを活用した振興など、地場産品を活用した、地場工業の発展をめざす。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
		39	②製品等の開発支援	新製品のPRなど製品開発の支援を行い、地場産業の振興を促進する。 県の新製品開発支援制度を周知し、新製品の開発を促進する。	地場産品を活用した、製品等の開発を支援する。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
		40	③地場産品の販路拡大	見本市・展示会の効果的な利用を通じて、地場産品の普及・啓発を県と協調して推進する。 観光振興と連携したPR活動を促進する。	地場産品を活用した商品の販路拡大をめざす。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
	3. 新たな産業づくり	41	①創業者、ベンチャー企業の支援	技術シーズの発掘、開発ニーズの収集、ビジネスパートナーとのマッチング支援など県と協調して推進し、新事業の創出を促進する。 ベンチャー企業などに対して、事業家ノウハウなどの実践的な各種情報の提供や、研究開発に対する支援を検討する。	現在、取り組めていない。支援については商業の方向性とあわせて進めていく。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
		42	②技術情報ネットワークの整備	新たな産業創出につながる新技術の開発を促進するため、情報技術の共有化や情報発信・情報収集について、県と協調して推進する。	(計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載しない)	観光商工課
		43	③雇用の確保	町内の労働力層が町外へ流出するのをおさえるために、新たな雇用が確保できる企業の誘致を推進する。	工業のみの雇用ではなく、全体の雇用として捉えていく。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
環境の保全 豊かな自然を永続的に持続し、住民のうるおいのある生活の実現、環境教育などに資するため、自然環境保全意識の啓発を図り、地球温暖化防止対策の推進など環境保全体制の充実に努め、住民団体による環境教育活動・環境保全活動等を支援します。	1. 総合的な環境保全施策の推進	44	①環境情報の提供	住民、事業者、民間団体などの自主的な環境保全活動や、環境教育・環境学習を促進する。	国・県の環境施策だけでなく、地域の環境施策を把握していないケースがある為、独自で判断したことにより、誤った事につながる事が懸念される。毎月、町の広報のなかで日常生活に密着して情報提供している。国の判断も変わることもあり、随時、知らせている。 国・県・町の環境に関する情報を周知して、把握してもらえたら、住民意識の高揚につながり、自主的に住民主導型へとシフトが可能となる。環境問題や情報にもっと関心を持ってもらうため、会合や周知会を開催することが必要。	住民サービス課
		45	②環境に配慮した事業活動の促進	各種開発事業の計画立案、事業実施において事業者の自主的かつ積極的な環境保全に配慮した、具体的な行動効果を促進するための指針の普及に努める。	毎年、2回のクリーン作戦として、町内全域にわたり清掃活動を開催しているが、組合や各種団体への協力により、事業が展開していることもあり、今後も引き続いて協力が得られるのが、課題である。町全体としては、清掃に関して、住民意識も高くなっているため、清掃用具の貸出を増やして欲しい意見や清掃そのものの取り組み方などを違った側面で、見直して欲しいとの指摘がある。 清掃活動の実施を通じて、取り組み方や事業展開を個々に把握してもらっているため、組合や事業体など自主的清掃活動へとシフトすることは、可能である。また、清掃用具の調達や管理について、十分な知識を持ってもらうことも必要。もっと連携によって多くの参加を促す。	住民サービス課
		46	③環境教育・環境学習などの推進	学校教育、生涯学習の中での環境教育・環境学習を推進する。	学校教育や生涯教育の中で、環境に対する意識を持ってもらい、意見討論会などを実施して、より環境に関心を持ってもらう。環境に関する条例や規則など時代と共に変化が生じているので、最近の環境関係の状況・情報を周知していく。また、環境問題のポスター・啓発を募集している。 環境啓発ポスターで環境に関心を持ってもらう機会が増えることで、環境情報などを各個人が独自性を持って考えるので、住民へとシフトすることで、新たな施策により啓発することが出来る。 環境に関心を持ってもらう為、人の目を引く企画やコメントを十分に考慮して取り組んでいきたい。 今の環境問題を真摯に受止めてもらい、個々に環境に関する見直しを図っていきたい。	住民サービス課
	2. 緑化の推進	47	①緑の保全	森林を保全するため、松くい虫をはじめとした各種森林病虫害などによる森林被害に即応した予防・駆除の推進に努める。	個人所有の山に行政の理念としての話が進められるのか、進めても行政としての限界や予算面等での制約があるのが今後の課題として残る。 環境面からは保全の方向へ向かわなければならないが、伐採していることが分からない場合が多い。 緑の創造にはならないかもしれないが、花いっぱい運動やチャリティーなどでの苗木のプレゼントを通じて緑化推進思想の普及に努めている。公的な施設や道路などの都市緑化については他の関係部署とも連携をとりながら施策の展開が望まれる。 その他関係する計画づくりの人材育成及び体制構築が必要。 町内での適正な緑の確保と山林や農地などの緑の保全について前向きに取り組んでいきたい。 庁内の検討会等の前後に課員が集まり、施策の課題等について検討を行う予定である。	農政課
				48		

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
3. 公害の防止		49	①水質汚濁防止対策の推進	下水道、浄化槽（合併処理）などの生活排水処理施設の整備を、効率的・計画的に推進する。	<p>下水道事業による施策による水質汚濁の防止策や自然によるもの、また、人的による水質汚濁等も含めて、状況により対処や処置の方法が違うので、いろんな施策を想定して考えていくことが、課題とされる。</p> <p>油や燃料等による、田んぼへの流入があり、生活に支障をきたすことがある為、事前に防ぐ方法や防止策を検討していただきたいと申出がある。</p> <p>水質汚濁等の防止策として、啓発や注意による看板等の設置をしている。河川流域の主要な場所に啓発や注意の看板設置はされている。しかし、見落としている所もあると懸念される。</p> <p>町内の自治会を通じて、地区衛生組織連合会をより確固たるものにする事により、個人の取り組みや試みで、より一層改善されると思われる。また、地域の住民意識の向上により、自然と自主的に住民にシフトしていく可能性はある。</p> <p>水質汚濁による法的処罰については、行政が関与することでの処置ではあるので、直ぐに連絡をするようお願いすることが、課題である。</p> <p>日常生活に関する水質汚濁も大いにあるので、常日頃から注意を促して対応してもらう。</p>	住民サービス課
		50	②騒音・振動・悪臭防止対策の推進	規制地域や騒音に係る環境基準の類型指定を必要に応じて行う。 県からの技術的助言などにより、騒音・振動・悪臭の防止に努める。 交通騒音などの実態把握に努める。	<p>生活環境の中で、近隣同士の住宅騒音トラブルや車の騒音、水質や害虫発生による悪臭など日常生活に関する問題は、地域の住民の意見や環境を常に認識して取り組むことが一番の課題である。</p> <p>最近、特に毎日の生活の中で、近隣同士のトラブルが発生している。民間同士でのトラブルがある。</p> <p>ごみのポイ捨てや不法投棄など、看板を住民が困って申し出ている所に設置しているが、さらにごみ捨て禁止・水質汚濁による悪臭防止などの看板を設置していく。</p> <p>町内の自治会を通じて、地区衛生組織連合会をより確固たるものにする事により、個人の取り組みや試みで、より一層改善されると思われる。しかし、民間同士のトラブルにおいては、関与することも難しいので、住民等へのシフトは検討課題である。</p> <p>住民等へとシフトが出来るものに関していえば、住民参画型のごみ等による悪臭などは、各自治会や地域の住民の意識向上によって成り立つものなので、十分に知識・意識を持ってもらうよう情報を提供することが課題である。</p>	住民サービス課
		51	③有害化学物質対策の推進	大気や水質、土壌のダイオキシン類の濃度を監視するとともに、工場などに対して排出ガスや排水のダイオキシン類排出基準を遵守するよう、関係機関とともに指導する。	<p>有害化学物質対策に関しては、危険を伴うこともあるので、国や県との対策施策など協議の上で、対応推進していくのが、望ましいと思われる。</p> <p>危険物は持ち込まないなどの表示、また、有害化学物質の取扱いや処理などを住民の意見を通じて、情報交換をしている。</p> <p>看板等の設置や広報等の情報配信。</p> <p>情報交換は、日常生活における環境阻害に関わらず、問題が生じたら早急に対応することが求められる。情報提供には、迅速且つ慎重に対応していきたい。</p>	住民サービス課
		52	④環境保全施策の充実	環境保全施策の実施に必要な調査を行う。	<p>法令義務や安全対策は、日々変化する中で生み出される場合が多いので、臨機応変に対応すべき施策を随時考えていくことが、課題とされる。</p> <p>日常生活に関して、土壌汚染や水質汚染等不安な要素を含む内容の問い合わせがあったが、生活に支障をきたす内容のものではなかった。</p> <p>安全に暮らすのに必要とされる自然界における環境（水・木・空気など）保全として、清掃活動が挙げられる。</p> <p>清掃活動の実施を通じて、取り組み方や事業展開を個々に把握してもらっているのので、組合や事業体など自主的清掃活動へとシフトすることは、可能である。</p> <p>清掃用具の調達や管理の面において、十分な知識を持ってもらうことが必要。友人など横との連携によって多くの参加者を募っていきたい。</p>	住民サービス課
4. 地球温暖化防止対策の推進		53	①教育・啓発事業の推進	省エネルギー生活の実践をめざし、具体的な手法を広報等により紹介し、自主的な取り組みを促進する。 県との連携を深め、講演会や環境教育などを実施し、現状について広く認識を深められるように取り組む。	<p>地球温暖化の定義・意義を理解してもらい、国が定めた規定や法律に従って、実践に向けての教育や啓発を推進することが、課題とされる。</p> <p>省エネルギー生活を基盤に、ごみの排出量も減少してもらい、資源ごみの普及にも自主的に取り組み、推進している。</p> <p>学校教育や生涯教育だけでなく、一般の住民の方にも地球温暖化対策に関する啓発ポスターや情報を促し、また、講演会や環境教育を実施している。これによって、少なからずとも、個々に省エネに対する理解が生まれ、実践に至っている。</p> <p>啓発ポスターなどを配布して、より関心を持ってもらうことが、重要である。また、住民等へのシフトへは、情報に関するものには、有効であるが、法に基づくものは、シフトが出来ないのが、現状である。</p> <p>啓発ポスターを掲示してもらうのに、場所等を提供してもらうことが課題とされる。</p> <p>地球温暖化の意義定義が個々に理解してもらえれば、まだ理解してもらえていない方に伝達していきたい。</p>	住民サービス課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課	
		54	②計画の実行と評価	<p>全庁的な組織を設置し、策定した実行計画に沿って、地球温暖化防止対策の実行に努める。また、実施状況を計画と比較検討・評価し、以後の計画実施の方向性を検討する。</p> <p>グリーン購入や節電など、実行可能なものから実践していく。</p> <p>「チーム・マイナス6%」（地球温暖化を解決のための国民的プロジェクト）を実践・継続する。</p>	<p>策定した計画の基で、地球温暖化防止対策の実行に努め、国や県の動向を見ながら方向性を見出すことと、住民意識の向上が、課題とされる。</p> <p>何を基準に、何をすれば良いのか分からない事が多いので、講演会や指導を増やしていきたい。</p> <p>日常生活に関するものとして、節電や省エネに努めてもらい、情報を共有している。</p> <p>266キロリットル/年の温室効果ガスということで、国が求めている数値を大幅に下回っているため、今後も引き続き地球温暖化対策にあたって、生活環境を整えて欲しい。</p> <p>地球温暖化に関する講演会を学校教育や生涯教育を通じて、開催している。しかし、一般の住民の方に対して講演会が開催されてはいるものの、参加者が少なく関心があまり無いのが現状で、今後は、住民意識の向上と共に、自主的に取組む姿勢を個々に持ってもらい、住民等へのシフトへと導きたい。</p> <p>年間を通じて、実践計画や実践結果をまとめて、数値の変動に関心を持ってもらいたい。</p>	住民サービス課	
<p>快適な生活環境の創造</p> <p>自然の調和に配慮しながら河川の景観形成を進めるとともに、住民が快適な環境で健康的・文化的な生活を営めるよう、公園・緑地の整備、まちなか美化の推進、住宅・宅地の整備による都市環境づくりに努めます。</p>	1. 優れた水環境の保全と創出	55	①河川の景観形成	<p>「クリーン・リバー-KaNaKuRa」の計画に基づく活動を主体に自然との調和に配慮しながら、金倉川の景観を保つとともに、広域的な整備に取り組む。</p>	<p>県との協議が重要であり、また、河川周辺の住民や観光関係に携わる人たちの意見や要望を参考にしながら、施策の推進に努めていくのが、課題とされる。</p> <p>河川の川底の汚泥などにより、有害物質が発生している場合があるので、清掃活動の一環として、川底清掃をして欲しいとの意見もある。</p> <p>年に2回のクリーン作戦（春季・秋季）クリーンリバー-KaNaKuRaを行っている。</p> <p>河川の景観整備は、年々良くなるはなってきたが、まだまだ、整備していかなければならない場所もあり、国や県の財政の動向を見ながら、協議推進していかなければならないので、今後においては、難しいことも予想される。</p> <p>各種団体との連携により、クリーン作戦や自主的清掃活動が行われている。</p> <p>河川の景観にまつわる清掃としてもあるので、清掃によるノウハウは個々にあり、今後は、自主的取組みも含めて、住民との意見交換や情報の共有により、住民等へのシフトにつながると思われる。</p> <p>住民との意見交換や情報の共有が、課題である。</p> <p>河川周辺の住民の中には、まだ排水等による整備がされていない方もあるので、水質による汚染のことも理解してもらおう。</p>	住民サービス課	
	2. 公園・緑地の整備	56	①児童公園の整備	<p>既存の公共施設の開放により、児童の遊び場の確保に努める。</p> <p>遊具の安全確保のため、定期的な保守点検を実施する。</p>	<p>少子化に伴い、児童公園の利用が減少傾向にある。</p> <p>維持管理が問題となっている。</p> <p>児童公園の管理、運営を地域住民に依頼する。</p> <p>児童公園の管理、運営を地域住民に依頼するにあたって理解が得られるか、課題である。</p>	福祉課	
	3. まちなかの美化推進	①環境美化運動の促進	57	①環境美化運動の促進	<p>民間団体、事業者などとの協力・連携のもとで、琴平町地区衛生組織連合会や金倉川等環境美化推進町民会議などの行事を通じて日常生活や行動の中で環境保全の意識が定着することを目的に、河川をきれいにする運動や公園、道路の清掃などの環境美化運動の促進に努める。</p>	<p>観光に携わる関係者に、もっと環境に関する問題や課題を理解してもらうことが、環境美化促進施策に必要とされる。</p> <p>一般家庭から出たごみについて、所定の収集場所以外に出している方があり、悪臭や美観に悪影響を及ぼしているとの意見もある。</p> <p>毎年開催している清掃活動なので、ある一定の期間は町並み美化として、良い環境ではあるが、より環境美化を維持する為には、より美化促進運動をしていかなければ、まちなかの景観は良くなり考えられる。</p> <p>各種団体との連携により、クリーン作戦や自主的清掃活動が行われている。</p> <p>河川の景観に纏わる清掃としてもあるので、清掃によるノウハウは個々にあり、今後は、自主的取組みも含めて、住民との意見交換や情報の共有により、住民等へのシフトにつながると思われる。</p> <p>住民との意見交換や情報の共有が、課題である。</p> <p>環境美化についての理解をもっと深めてもらう。</p>	住民サービス課
			58	②アダプトプログラム制度の推進	<p>公園・公道などの管理を地域住民に委託することにより、美化意識の高揚を図る。</p>	<p>推進にあたっての住民意識の向上を図って、もっと理解してもらうことが重要とされる。</p> <p>ごみのポイ捨てなどが頻繁にあり、全ての責任を持ってないので、看板や巡視をしてもらいたいとの要望がある。</p> <p>ボランティアなど、地域住民の方が入って行われている。</p> <p>情報収集などお互い共有することで、制度の促進へとつながり、自主的に行動活動へと反映され、自己責任能力が高まる。制度そのものが住民等へシフトしているので、今後も自主的な取り組みを支援していく。</p>	住民サービス課
	4. 住宅・宅地の整備	①公営住宅などの改良・改善	59	①公営住宅などの改良・改善	<p>住民の要望などを調査し、改良・改善を検討する。</p>	<p>高齢者・身体障害者等でも住みやすい住宅を推進していく上で、バリアフリーの検討、老朽住宅の立替を進める。まだスロープになっていないところやバリアフリー化していないところも多く、住民からの要望も踏まえ、継続していく。</p>	建設下水道課
60			②適正な宅地開発	<p>中心市街地活性化基本計画に基づいた、計画的な宅地開発を実施する。</p>	<p>都市計画法の法律に基づきながら、適正に行っており、今後も継続していく。（計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載しない）</p>	建設下水道課	

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
		61	③住宅環境の改善	住民の要望などを調査し、改善を検討する。	随時、住民からの要望を踏まえて、検討・改善を行っている。個人住宅の耐震化や環境分野（エコ住宅）などへの取り組みを入れる方向が必要。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	建設下水道課
		62	④改良住宅の建替えをモデルとした住民参加型環境整備事業の実施	住民参加型の協議会などの意見を取り入れ、各種まちづくり環境整備事業を引き続き推進する。	事業としては終了しているが、住民が参加した住宅・宅地の整備について行っていくことが必要。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	人権同和課
衛生的な環境づくり 衛生的な都市環境を形成するため、排水施設の整備、一般廃棄物の処理システムの整備に努めるとともに、住民、事業者、行政が一体となり、廃棄物の減量化・リサイクル化・分別収集などを推進します。	1. 下水・排水施設の整備	63	①流域関連公共下水道事業の促進	未整備地区の下水道工事を引き続き行う。	現在の認可計画が24年度で終了する。細い道が多くガス・水道の補償費が多くかかる。(共用開始区域内の未接続者にアンケートを取ると浄化槽の設置また、費用面等の理由で接続が進まない。)費用を検討することが必要。24年度以降はどうするのか、有効活用する方向性を検討が必要。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	建設下水道課
		64	②下水道接続率の向上	下水道接続率を上げるために、トイレ水洗化を推進する。	共用開始区域内の未接続者にアンケートを取ると浄化槽の設置、また、費用面等の理由で接続が進まない。住民からの要望としてある費用や設置についての問題を検討しながら、継続して促進していく。	建設下水道課
		65	③浄化槽（合併処理）の整備	現在「みなし浄化槽」を設置しているところについては、浄化槽（合併処理）への切り替えを推進する。	下水道事業の進捗や認可区域を把握してもらうことで、合併浄化槽の整備や推進へと結びつけることが、課題とされる。下水道の認可区域以外の住民の方から、認可区域を拡大して、自分の地域も下水道を普及してもらいたいとの要望もある。年々、下水道認可区域以外での合併浄化槽の普及が多く見られるようになってきている。しかし、整備には、時間と事業者の仕事能力により進捗も大幅に変わるので、まだまだ普及率は上がっていない。継続して対応していく。	住民サービス課
	2. 一般廃棄物の処理	66	①収集サービスの充実	一般ゴミ収集業務の民間委託を検討する。収集体制を再検討し、サービスの効率化を図る。	家庭から出る、一般可燃ごみや不燃ごみ、資源ごみ等は、時間や曜日など日常生活に欠かせない家庭の仕事でもあるので、住民との意見交換や会合、要望等を踏まえての収集サービスにつなげることが、課題とされる。ごみ収集時間の制限により、ごみを収集してくれないのは何故か、また、町指定の不燃ごみ袋に入らない粗大ごみをどうしたら収集してくれるのか等の意見や苦情も多々ある。資源ごみ等は、分別収集により各地区の自治会や地域周辺住民の参画によって、自主的活動として収集活動をしていただいている。収集サービスそのものは、確立されてきている。しかし、収集方法や時間等詳細事項については、見直すところもあるのが現状である。収集にあたり意見や要望を聞く機会をもって、効率の良い収集方法を見直す機会を持つことが課題であり、自主的に取組む方向性を導くことで、住民等へのシフトへと移すことが出来ると思う。住民意識の向上や責任感が重要であり、これまでと同様、収集責任担当を決めて、自主的な取り組みを促す。	住民サービス課
		67	②浄化槽（合併処理）の適正管理指導	広報などにより、維持管理徹底の呼びかけを実施する。町担当者が専門的知識を習得する。	担当の専門的知識を高める為に、専門家による講習や勉強会に参加して、知識を習得したものを分かりやすく住民に伝えることが、重要である。維持管理に関わる補助金については、条例や規則によつての規定がある為、認識不足により補助金が出ないのは何故かとの意見や苦情もある。広報による合併浄化槽の維持管理の呼びかけや合併浄化槽の推進指導と並行して、適正維持管理指導も行っている。講習会や勉強会の回数が少ないことから、適正管理指導について、相手先業者には少しの説明でお互いの理解が分かち合えるが、一般住民との間で適正指導がスムーズに行われていないところもあり、見直すことが現状課題でもある。合併浄化槽の適正維持管理指導について、周知会を持つことが重要であり、また、理解してもらったものを共有して、身近な人に伝えてもらう。即ち、伝達することでの協働が大切である。	住民サービス課
	3. ごみ排出抑制とリサイクルの推進	68	①廃棄物の再利用方法研究	住民組織によるリサイクル活動方法を検討する。	環境3Rの理念に基づいて、住民組織による自主的活動を主体としたリサイクル活動による取組が課題である。分別する中での分別種類が多くて、どの種類に属するか、また、廃棄物として取扱いしてもらえるのかが分かりにくいとの意見も多々見られる。住民組織による廃棄物リサイクル活動の現状は、生活基盤に欠かせないことの理念から、住民主体型活動であり一定の組織が確立されている。年間を通じての事業施策としての取組みは、今後も引き続き行い、行政が行う主要な施策とは別に、現在、自主的活動によって再利用に協力していただいている。	住民サービス課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
		69	②資源ごみの分別収集徹底	資源化の品目を増やすことで、分別収集を徹底する。 ごみ袋の指定による不燃、可燃ごみの収集の効率化を図る。	分別の種類や区別の判断を誤ると綺麗に分別したものと混ざって、資源ごみを整理するのに非常に手間がかかるので、分別する種類や物を十分に把握してもらうことが、課題とされる。 資源ごみのカゴに分別種類別のプレートが見えにくくなっているため、見やすくして欲しいとの意見はあったが、既に解決している。 住民との周知会などで、各地区ごとに自治会や住民の人たちによって、責任担当者を決めて、資源ごみの収集や周辺のごみを整理していただいている。 広報による周知や各自治会長に資源ごみによる分別収集を徹底することをお願いしている。現在、各地域住民ローテーションも確立しているため、上手く流れている。 情報に関しては、周知会や各自治会などへの参加によって、議論すべき所も必要であると思われる。また、住民等へのシフトは、既にされているので、今後は、引き続き徹底して分別収集を進める。	住民サービス課
		70	③リサイクル運動の推進	施設利用以外の、リサイクル方法を検討する。 不要品の再利用の推進を図る。 フリーマーケットが定着できる、組織作りを支援する。	国・県等の施策や方針の動向を見ながら、住民意識を向上へと導き、環境保全や資源の確保の根底において、リサイクル運動の推進をするべきことが、課題である。 資源ごみと同様に分別種類が分かりにくいので、分かりやすく教えて欲しいなどの意見がある。 広報や看板などにより、リサイクル運動の推進を試みている。 広報による推進や情報また、町内に看板を設置してのリサイクル運動の推進を掲げている。このことにより、住民意識も高まり、リサイクルに対する関心が高まっている。 現在の推進運動を継続することで、資源の確保や地球に優しい環境につながる。また、住民等へのシフトは、現在既に行われているので、継続して今後も推進運動を続けていきたい。	住民サービス課
		71	④ごみの排出抑制推進	ごみを作らない、そして出さない生活が実践できるよう、啓発・教育を推進する。	環境省の3Rの定義の一つである排出抑制（リデュース）を事業者などの試みにより、抑制推進につながっているが、需要者への提言をより理解してもらう為に、国・県などが開催する勉強会や周知会に積極的に参加していただくようお願いすることなどが、排出抑制推進につながっていくと思う。 各地域の自治会会合や周知会などで、ごみの排出抑制推進運動を行っている。 数値として現れるものでない為、排出抑制推進になっているかどうか分からない点がある。また、住民意識だけでは、解決しない問題難題もあるので、行政の立場から国や県に抑制に当たる推進方法や動向などを、随時情報を流して欲しいのが現状である。 国や県の推進運動などの勉強会や周知会に参加してもらい、住民にごみの排出抑制運動の意義を意識してもらい、各個人に、ごみ排出抑制の意義を認識してもらい、積極的に勉強会や周知会などへの参加を促す。	住民サービス課
		72	⑤産業廃棄物の減量化	建設廃棄物、農業廃棄物など大量に排出される産業廃棄物については県の施策に基づき、排出事業者や処理業者に対する指導、啓発に努め、産業廃棄物の減量化・リサイクル化を推進する。	各事業に対して、産業廃棄物の抑制や循環的な利用などを促進して、環境への負荷の低減に配慮した循環型社会を実現することを、協力やお願いすることなどが課題とされる。 要らなくなった物をただ捨てるのではなく、リユースやリサイクルといったことに取り組んでいる。 年間に出る産業廃棄物量が年々減少傾向にあり、産業廃棄物の減量化に向けての推進や取り組みが数値に良い方向性として、如実に現れてきている。 産業廃棄物の減量化に向けての関連する勉強会や周知会に進んで参加してもらい、個々に循環型社会として形成してもらい、個々に排出する際に産業廃棄物減量化に向けての認識を十分把握してもらうことに一歩を踏む。 産業廃棄物減量化に向けての認識を十分把握してもらうことが課題である。 各人の減量化の認識を十分知ってもらいたい。	住民サービス課
4. その他環境衛生の促進		73	①墓地の整備	無縁墓地などを整理する。	町管理墓地の無縁墓地の整備にあたり、無縁墓地の確定や整理方法に重点を置いて、予算に応じた整備計画を立てて、実行に移すことが課題である。 墓地へお参りした際に出るごみ等を各自が処理している。 全て整備するには、かなりの経費や時間が掛かると思われる。 墓地の借地を求める住民も多々あり、墓地整備計画を周知して、墓地を既に借地している方々にも草木の伐採や環境美化に努めてもらう。 各自が借地している、墓地周辺の清掃の心がけを促す。	住民サービス課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
		74	②火葬場の維持管理の充実	清潔感を維持する。 施設の保守点検を充実する。	施設に関する備品や建物などの耐用年数を把握した上で、施策推進することが課題となる。 施設を利用するのに、各自取扱いに気をつけて利用してもらっている。 街灯や施設内の蛍光灯などについては、電球が切れた時に直ぐに対応しているが、施設内に常設してある備品については、耐用年数が残り無いものや壊れ易いものもあるので、出来る限り大切に取扱いをして、延命に努めている。 使用の際には、決め事として、何点かの注意事項を守ってもらっている。また、施設の維持管理そのものは、委託業務者に委託管理をしてもらっているため、施設周辺の清掃などによる、環境保全や環境美化についての試みで、斎場そのものの維持管理に結びつけることが出来る。 環境保全の為に、斎場周辺の清掃に努めてもらうようお願いすることが課題となる。 今後においても、斎場周辺整備に協力を促す。	住民サービス課
		75	③畜犬対策の強化と飼育モラルの向上	町広報に正しいペットの飼い方を掲載するなどして、飼い主のモラルの高揚を図る。 町内における野犬の一扫を強化するため、県による野犬の捕獲を支援する。	野良犬や野良猫などについては、捕獲して住民に危害を与えないようにしたり、飼犬や飼猫については、定期的に予防注射することで、狂犬病の予防対策につながる。また、最近良く見られる飼犬の散歩で糞の後始末が出来ていないことが多々あり、看板による注意警告を強化するより促すことが、課題となる。 家の周辺に犬の糞が散乱して、悪臭が漂い非常に困っているとの問合せがある。また、野良犬などが住居周辺にうろついているので、捕獲して欲しいとの苦情もある。 糞の後始末などによる苦情問題を解決する為に、飼主への呼びかけや、注意看板の設置を協力してもらっている。また、野良犬の捕獲箱を設置する場所の提供にも協力してもらっている。 まだ飼主のマナーが出来ていないのが現状であり、さらに飼主へ犬の飼い方などのマナーを広報やチラシの配布などを行っていかねばならない。また、野良犬・野良猫に関しては、町外からの捨て犬・捨て猫や去勢していないことが原因で増えている。 生活環境に相応しい場所を共有する為には、住民との意見交換や情報が大事である。また、地域の住民同士が話し合いの場所を持ち、自主的に取組むような気持ちになれば、自然と住民等へのシフトへとつながる。 地域の住民同士が、意見交換や議論することの出来る場所を提供することが課題である。自主的に取組むように責任を強く持ってほしい。	住民サービス課
安全な社会づくり 誰もが安心して都市生活が送れるよう、交通安全対策の強化や防犯対策の充実を図り、また都市施設の整備・改善などを行うことにより、火災・災害に強いまちづくりをめざします。	1. 交通安全対策の強化	76	①交通安全施設の整備	車道の分離、交差点改良、道路照明、道路標識など交通安全施設の整備を計画的・効果的に進める。 景観整備の際にあわせて、交通施設整備を実施する。 交通弱者に対する取り組みを強化する。	地域住民からの要望を踏まえ、対応していく。	建設下水道課
		77	②交通安全意識の高揚	住民の交通マナー向上のために、あらゆる機会を通じてマナーアップ講座などを開設し、交通安全知識の周知を行う。	交通安全指導員等を派遣して行っている。啓発を行っており、今後とも情報提供も進めていきたい。また、警察等の関係機関との連携を図る。	総務課
		78	③適正かつ効果的な交通指導取締りの推進	暴走族などの悪質な違反に対する交通取締りの支援を行うため、自治会を中心とした交通マナーの啓発・周知を行う。 関係機関・団体などと連携を図り、暴走行為をさせない環境づくりを進める。	交通指導については、行っていない状態である。車の多いところ、事故が多いところなど、ポイントをしばって、交通安全を進めていく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
	2. 消防防災の充実	79	①消防体制の強化	災害の多様化、大規模化に対応できるように、消防施設の整備を促進する。 消防体制の一層の強化を図るため、一般団員の確保、団員個々のなお一層のスキルアップを図る。 大規模店舗、ホテル、病院、マンションなどの防火管理の徹底、住宅防火対策の推進、火災予防運動による住民の防火意識の高揚など、火災の予防に努める。	消防団員が不足している。広域での連携を図っていく。	総務課
80		②防災体制の整備	防災関係機関が一体となって、総合的・計画的に防災対策を推進する。 県の避難情報伝達システムをはじめとする各種情報システムを利用した、住民への情報提供の強化を図る。	地域防災計画の方向性にあわせる。また、各家庭や地域での防災体制を強化していく。そのための、啓発・広報を進めていき、活動を活性化させる。	総務課	

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
3. 犯罪のないまちづくり		81	①地域安全対策の充実強化	身近な犯罪や事故を防止するために、地域住民など一体となって、公園、道路などの公共空間について、犯罪や事故防止に配慮した危険箇所の点検活動など、安全な環境づくりに努める。 子どもたちや地域の安全を守るために、PTA・自治会・婦人会・老人クラブ等、地域の住民による「防犯パトロール隊」の組織化や、警察・学校・PTAとの連携を密にし、防犯意識の向上や地域監視体制の強化を図る。	交通安全対策を充実させていく方向性を強化していく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		82	②生活環境事犯対策の推進	環境犯罪に的確に対処するため、監視体制の強化や捜査体制の充実に協力する。 悪徳商法などの被害の防止を図るため、広報活動や相談体制を充実強化する。	事故対策を強化していく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		83	③組織犯罪対策の推進	銃器・薬物を拒否するモラル意識の高揚を図るため、広報活動や相談体制の推進を図る。 暴力団犯罪の徹底検挙および、暴力団対策法の効果的運用に協力する。 暴力団犯罪の被害者などに対する保護対策や、相談事業の拡充などの暴力団排除活動を推進する。	組織犯罪への対応について、関係機関と連携していく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		84	④被害者保護対策の推進	被害者への情報提供、相談・カウンセリング体制を支援するため、関係機関と連携を図っていく。	被害者保護対策について、関係機関と連携していく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		85	⑤防犯組織の拡充	警察との連携を密にしながら、自治会などの組織を利用して自主防犯組織の育成・強化に努める。	防犯組織対策について、関係機関と連携していく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
健康的な環境づくり 各種保健事業の充実などにより、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健康な生活が営めるよう、健康の保持・増進を図る機会と場の拡充に努めます。また、地域保健活動を充実させるため、人的充実や組織体制の向上、関係機関との連携などによる総合的な支援を進めます。	1. 健康づくりの推進	86	①健康づくり意識の高揚	「健康日本21」との整合性をとりながら、健康づくりの意識の高揚を図る。	医療保険者ごとに健診内容等（実施時期・自己負担等を含む）が違うため、町の取り組みとして啓発等一本化することが困難である。また、体制的にも困難である。 母子愛育会及び食生活改善推進協議会と連携し、啓発事業を実施している。 町広報及びホームページで啓発記事を掲載 医師等による健康講演会等で参加者に意識の高揚を図る講話を実施 40歳になる方を対象に健康手帳（女性には女性健康手帳）を送付 健康まつりを年1回開催 健康づくり月間及びがん検診推進月間に、地域でキャンペーンにちなんだ保健師による講演を実施。 自治会単位等による組織を活用し、自治会事業に組み込む。 自治会等が主体となることにより、事業成果を向上するための、具体的支援（表彰・健康グッズの提供）が必要。 自治会長等への事業効果の認識、事業推進への意欲が必要。 検診受診数及び検診受診率を向上させる。	健康推進課
		87	②自主的な健康づくり運動の展開	健康づくり教室修了者を組織化することで、OB会などの自主活動を支援する。	高齢化等のため、健康づくり教室修了者を組織化することが困難である。そして、OB会なども結成できず、現段階では自主活動を支援するに至っていない。 国保健康教室（年6回） 元気力アップ教室（年1回） まちの運動クラブ（年2回） 特定保健指導（年3回） まちの運動クラブ修了者がヴィスポことひらに入会することにより、自主的に健康づくりを継続することができる。 自主的な組織づくりは難しい。組織づくりへの支援が必要。 ヴィスポことひらに入会することで、会費が発生し、経済的負担が増えることが課題としてはある。	健康推進課
		88	③食生活の改善推進	食育基本法に沿って「食」の重要性を啓発し、食生活改善推進協議会および食生活改善推進員育成等の活動を支援する。	食生活の変化に伴い、児童における肥満が問題化している。 小学校の児童保護者等と食生活改善推進協議会が連携し、食の重要性を認識してもらうために、親子の料理教室を開催している。 親子の料理教室（年3回） 男性の料理教室（年3回） ヘルスサポーター事業（年2回） さぬきの食文化事業他 地産地消のためのにんにくを使ったレシピなどを使っている。また、県産品も利用している。 小学校単位の取り組みに向け、食育事業並びに地産地消事業を学校行事に取り込み、PTAとの連携で推進する。 食育事業並びに地産地消事業に対しての財源確保が必要である。 児童だけでなく保護者の方にも、食育の重要性を認識してもらう。	健康推進課
		89	④母子保健の充実	両親学級の内容を充実させ、妊産婦および新生児に対する健康意識の高揚を図る。 乳幼児期からの健康づくりの必要性を指導し、学校・地域社会との連携を密にして健康管理を実施する。 育児サークルなどへの支援を行う。 周産期保健の推進を図る。	町内に小児科医及び産科医がいなく、迅速かつ適切な対応をするためにも近隣医療機関との連携が不可欠である。 育児サークルの参加者が減少している。 母子愛育会と連携し、各地区での講演会及び健康まつり等の事業を実施している。 子ども達や母親達の交流の場である育児サークルで事業を実施している。 町内に小児科医がいないので、1. 6歳児健診・3歳児健診については、善通寺市の小児病院に委託している。さらに、乳児健診については、県内の小児科医で健診できる体制をとっている。 母子保健相談指導事業を毎月実施している。 こども相談（年6回）、ことばと子育て相談、まちの保健室 養育支援が必要な母子への訪問、とっと相談（年6回） たまご学級（年2回）、ピョピョ相談、親子のわんわん教室 地域の母子保健活動の担い手である母子愛育会に母子保健活動の啓発等のソフト部分を推進してもらう。 子ども達や母親達の交流の場である育児サークルに活動を推進してもらう。 母子愛育会も高齢化しており、事業の継続が危ぶまれている。 育児サークルの低迷。 後継者の育成。 各種相談事業への積極的な参加。	健康推進課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
		90	⑤心の健康についてのケア促進	心の健康づくりに関する知識の普及を図るとともに、相談や保健指導の充実などにより、心の健康づくりを促進する。	自殺者の増加等により、精神保健の推進のあり方が問題となっている。 精神障害者のつどいの場が必要である。 中讃保健福祉事務所主催により、警察、消防、医療機関、行政等が参加して、情報共有会・研修会を年3回程度開催している。 こころの健康相談を毎月（予約要）開催している。 ふれあいクラブ及びほっとひといきを毎週木曜日に開催している。 年々、ケアが必要とされる対象者が増加している。 学校、地域、行政、民生委員等で情報を共有することが必要で、情報を共有する会を立ち上げ、年に数回情報連絡会を開催する。 精神障害者のつどいの場については、ボランティアの協力を得て、自主活動へシフトする。 個人情報の取り扱いが重要。 各種集会等に積極的に参加してもらう。	健康推進課
2. 疾病予防体制の充実		91	①疾病予防体制の強化推進	疾病にならないための予防知識の普及に努める。 三大死亡疾患の原因となる糖尿病、高血圧、動脈硬化症、高脂血症などの生活習慣病を予防するために、健康教育、健康相談などの充実を努める。 疾病の早期発見・早期治療に努める。 地区組織を活用し、地域ぐるみで健康づくりを実施する。	働いている人たちの対応として、各種検診等を夜間及び土曜日・日曜日に実施することが必要である。 健康相談をしてほしい人が、相談等に来ていない。 各種検診等を土曜日・日曜日に実施が必要とされている。 ・健康相談を毎月町内6箇所で開催 ・国保健康教室（年6回） ・元気力アップ教室（年6回） ・まちの運動クラブ（年2回） ・骨密度検診を40～70歳の5歳刻みの女性に実施 ・歯周病検診の無料受診券を40～70歳の5歳刻みの住民に送付 ・子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券を20～40歳及び40～60歳の5歳刻みの女性に送付 ・土日を利用した検診を実施 胃がん検診（2回）、子宮がん検診（2回）、乳がん検診（1回） 肺がん検診（1回） 母子愛育会に地域の健康づくり及び絆づくりを推進してもらう。 母子愛育会も高齢化しており、事業の継続が危ぶまれている。 後継者の育成が必要。	健康推進課
		92	②生活習慣病予防への対応	生活習慣病の予防対策の周知徹底を図ることで、健康に対する自己管理を促す。 中年からではなく、生涯を通じての生活習慣の改善を目的とした健康相談など予防効果が上がる指導を実施する。 健康増進法に沿い、生活習慣病の予防を啓発・推進していく。	働き盛りの人への生活習慣病の予防対策は、就労時間等を考慮する必要がある。 町内商工会等（働き盛りの年代層の集まる団体）と連携がとれていない。 生活習慣病の予防対策を考える時間がない。 ・健康相談を毎月町内6箇所で開催 ・国保健康教室（年6回） ・元気力アップ教室（年6回） ・まちの運動クラブ（年2回） ・歯周病検診の無料受診券を40～70歳の5歳刻みの住民に送付している まちの運動クラブ修了者がヴィスポことひらに入会することにより、生活習慣病予防対策を継続することができる。 ヴィスポことひらに入会することで、会費が発生し、経済的負担が増える。 健康維持には自己管理が何より大切だという意識を持ってもらう。	健康推進課
		93	③健康診断の徹底	検診の必要性を啓発して受診促進活動を実施し、受診率の向上に努める。 検診を見直し、効率的で有効な検診体制を確保する。 健康診断の年一回受診習慣をつけるよう指導する。 健康診断の結果により、各種健康指導事業を実施する。 住民のニーズにより、健康診断の実施方法・内容を検討する。	各種検診の期間を長くするとともに、夜間及び土曜日・日曜日に実施することが必要である。これには、医療機関等との調整が必要である。 本当に健康診断を受けてほしい人が、健康診断及び検診等に来ていない。 がん検診等については、個別（医療機関委託）及び集団で実施している。 特定健診については、個別（医療機関委託）で3ヶ月間実施後、未受診者に対し、再通知を行い、集団健診（健診機関委託）を実施している。 健診率が高い方であるが、さらに高めていくことも必要。 自治会単位等による組織を活用し、自治会事業に組み込む。 自治会等が主体となることにより、受診率の向上のための具体的な支援（表彰・健康グッズの提供）が必要。 自治会長等への事業効果の認識、事業推進への意欲が必要。	健康推進課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
3. 地域医療体制の拡充		94	①救急医療体制の確保	<p>救急医療および救急業務について、住民の正しい理解と認識を深めるため、関係機関との連携により、より一層の普及啓発に努める。</p> <p>応急処置を適切に行うか否かで予後が大きく左右されるので、家庭で初期段階の応急措置・基礎処置ができるよう、パンフレットの配布や講習会の開催などを行うことによって、医療知識の普及を図る。</p>	<p>町内に小児科医及び産科医がいなく、迅速かつ適切な対応をするためにも近隣医療機関との連携が不可欠である。</p> <p>中核病院の重篤患者の緊急受入体制を確保することが必要である。</p> <p>自主防災組織等を活用した応急措置の講習会の開催が減少している。</p> <p>町内に小児科医及び産科医がいなく、救急時に困ることや、夜間の対応で困ることがある。</p> <p>救急医療体制の確保（救急車の配車を含む）について、住民の正しい理解と認識を得るため、3市5町で啓発用のチラシを配布した。</p> <p>自治会単位等による組織を活用し、自治会事業に組み込む。</p> <p>学校において、救急医療及び救急業務の重要性の啓発を推進する。</p> <p>自治会等が主体となることにより、受診率の向上のための具体的な支援（表彰・健康グッズの提供）が必要。</p> <p>自治会長等への事業効果の認識、事業推進への意欲が必要。</p>	健康推進課
		95	②近隣医療機関との連携強化	<p>医療需要が多様化する中、さまざまな需要に対して迅速かつ適切な対応ができるように、近隣の医療機関との連携を図る。</p>	<p>町内に小児科医及び産科医がいなく、迅速かつ適切な対応をするためにも近隣医療機関との連携が不可欠である。</p> <p>中核病院の重篤患者の緊急受入体制を確保することが必要である。</p> <p>夜間の救急患者の受け入れ等を推進するため、中讃保健医療圏域で輪番制事業委託契約を締結している。</p> <p>休日の診療を確保するため、仲多度郡・善通寺市医師会と在宅当番医制事業委託契約を締結している。</p> <p>近隣の医療機関や自治体等とも連携し、体制を強化していく。</p>	健康推進課
		96	①高齢者の総合的な健康管理を推進	<p>かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及を促進する。</p> <p>通院が困難な患者に適切な医療が受けられるよう、在宅医療・在宅看護の促進に努める。</p>	<p>通院が困難な患者に対する適切な医療の確保については、訪問診療・訪問看護事業を推進するために、地元医療機関等の協力・支援が必要である。</p> <p>外出が困難な高齢者等への支援を行っていくことが必要とされる。</p> <p>現在、地元及び近隣市町の医療機関において、患者の状況に応じて、訪問診療・訪問看護事業を定期的に行っている。</p> <p>かかりつけ医の重要性については、医師会等の理解を得て、広報等で啓発をしている。</p> <p>遠隔医療制度の導入ができない場合、外出困難な高齢者に対して、社会福祉協議会と連携した要援護対策は重要である。</p> <p>個人情報の取り扱いが重要。</p> <p>自分が住んでいる地域の外出困難な高齢者の把握及び支援。</p>	健康推進課
4. 高齢者の健康づくり支援		97	②高齢者の食生活改善	<p>高齢者の食生活のあり方についての啓発・指導に重点をおいて推進する。</p>	<p>高齢者の食生活改善研修会への参加率が低い。</p> <p>高齢者の食生活の改善に対する意欲が低い。</p> <p>食生活改善推進協議会が主催し、食の重要性を認識してもらうために、男性の料理教室等を開催している。</p> <p>男性の料理教室（年3回）</p> <p>包括支援センターによる料理講習会</p> <p>食生活改善事業の取り組みにあたり、地産地消事業を取り入れながら、地元J Aとの連携で推進する。</p> <p>食生活改善事業並びに地産地消事業に対する財源確保が必要である。</p> <p>健康保持において、食生活改善が重要であることを認識してもらう。</p>	健康推進課
		98	③高齢者の健康増進	<p>老人保健法に基づく、保健事業第四次計画を推進する。</p>	<p>老人保健法は平成20年4月に廃止となっており、今後は、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「健康増進法」及び「食育基本法」に基づき、保健事業計画を推進する。</p> <p>地域包括支援センターの主催による、高齢者の健康づくり教室・介護予防教室等を開催している。</p> <p>社会福祉協議会や食生活改善推進協議会の主催により、高齢者の健康づくり事業（生きがい対策事業・男性の料理教室等）を実施している。</p> <p>琴平町健康増進計画、食育推進計画、高齢者保健福祉計画を策定し、健康増進事業を推進している。</p> <p>ヴィスポことひらと連携し、健康増進事業を推進している。</p> <p>いきいき健康教室を毎週金曜日に開催している。</p> <p>健康づくりの拠点施設であるヴィスポことひらを活用し、健康づくりのノウハウを持っている「こんびらスポーツ財団」に施策等の推進を委託する。</p> <p>いきいき健康教室をすべて参加者の自主運営（現在は半分が自主運営）にシフトする。</p> <p>こんびらスポーツ財団に委託する場合、経費（財源）が必要となる。</p> <p>個人情報保護の取り扱いが重要。</p> <p>指導者の育成が必要。</p> <p>健康増進において、日々の努力（継続）が重要であることを認識してもらう。</p> <p>地域包括支援センターと連携した事業の取り組みが重要である。</p>	健康推進課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課	
地域福祉の推進 高齢者や障害のある住民をはじめ、誰もが家庭や地域の中で、ともに暮らすことができるよう住民参加による地域福祉を推進します。また、すべての人が地域社会の中でいきいきとした生活を営むために地域福祉推進体制を確立し、福祉のまちづくりを推進します。	1. やさしい社会の形成	99	①心とコミュニケーションのバリアフリー	障害者や高齢者、妊婦、子ども、感染症患者などに対する正しい理解のもと、心のバリアを取り除かれ、地域の一員として尊重され、生活できるようにするため、広報・啓発活動や人権教育を推進するとともに、多彩な広報活動を促進する。	障害者や高齢者、妊婦、子ども、感染症患者などに対する正しい理解のもと、こころのバリアを取り除かれ、地域の一員として尊重され、生活できるようにするため、広報・啓発活動や人権教育を推進するとともに、多彩な広報活動を促進する必要がある。 町広報等による啓発活動や各種講演会等の開催を実施し、参加を促している。 繰り返し長期間にわたって取り組まなければならない。	福祉課	
		100	②福祉と健康のまちづくり	ドアの自動化、トイレ・洗面所の自動水栓化、適度な温湿度管理、リフレッシュスペースの設置など感染症の予防や、健康づくりに配慮したまちづくりを促進する。	ドアの自動化、トイレ・洗面所の自動水洗化、適度な温湿度管理、リフレッシュスペースの設置など感染症の予防や、健康づくりに配慮した施設、設備の整備を促進する。 庁舎にエレベーターを設置してほしい要望がある。 個別に整備を進めるなか、整備が難しいところがあるなど、随時、対応していく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課	
		101	③共助の精神に基づく活動の促進	助けあいの心を醸成するため、歳末チャリティーバザーなどの事業活動に努める。	助け合いの心を醸成するため、歳末チャリティーバザーなどの事業活動に努める。 ボランティアの世代交代の必要性。 ボランティアの支援など、引き続き推進していく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課	
	2. 地域福祉推進体制の確立		102	①ボランティアグループの育成	NPO・ボランティア体制の系統的整備を行う。 NPO・ボランティア活動を支援する。	NPO・ボランティア体制の系統的整備や活動の促進、若年層の活動への参加が必要。 各種団体との連携を図る。現在の体制を保ちつつ、世代交代を行っていききたい。 役場内からのボランティア活動なども進める。地域の中でボランティア活動を活性化させ、人材を育成していく。	福祉課
			103	②自主的なボランティア活動の展開	民生・児童委員、福祉委員、自治会、婦人会、老人クラブと連携する。	民生委員児童委員、福祉委員、自治会、婦人会、老人クラブなどとの連携を推進する。住民よりの自主的なボランティア活動の提案をしていけるようにする。 各団体との連携を図る。まだ、自主性はまだまだ見られない。 より自主的なボランティア活動が展開できるよう、支援を進めていく。 ボランティア活動の自主的な提案や民間主導での展開を進める。そのため、積極的に提案してもらう。	福祉課
			104	③在宅福祉活動の推進	在宅要介護者、要支援者への在宅福祉活動の推進を図る。	在宅要介護者、要支援者への在宅福祉活動の推進を進める。 民生委員を主としての見守りとして連携する。 支援の体制づくりから取り組む必要がある。 「安心生活創造事業」の中での、ネットワークづくりを推進していく。「悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり」をめざす。 積極的なネットワークへの参加。	福祉課
			105	④民生・児童委員活動の活性化	職務が多分野にわたっているため、民生・児童委員を対象に、それぞれの専門知識習得を支援する。 プライバシー保護の重要性を徹底する。	職務が多分野にわたっているため、民生委員児童委員を対象に、それぞれの専門知識習得を支援する。 個人情報取り扱いが難しい。 民生委員活動は活発に行われている。 新しい民生・児童委員のなり手がいない。また、高齢化している。活発化させるための活動の連携を取り入れていくことが必要。	福祉課
			児童福祉の推進 少子化が進行する中で、子どもたちが健やかに成長できるよう、児童の福祉施策を推進します。また、安心して子どもを産み、育てることができる地域環境を整備するため、子育て支援体制の強化と、住民の保育需要に即した保育施設・設備の充実に努めるとともに	1. 子育て支援社会の機運の醸成と推進体制の強化	106	①社会全体で子育てを支援する機運の醸成	子育てや子どもに関するイベントの開催、相談窓口の開設、啓発資料の作成、広報紙の活用などにより啓発運動を推進し、社会全体で子育てを支援する機運の醸成に努める。 学校における男女平等教育、父親のための育児教室などを通じて男女の固定的な役割分担意識を是正し、家事や育児に対する男女共同参画の普及啓発を行う。
	107	②総合的な推進体制の強化			子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりをより一層推進するため、子育て支援に関する研究や情報提供を行う。 子育て支援の推進を図るための懇談会を開催するなど、行政のみならず、家庭、学校、地域社会、企業、関係団体など、行政と民間が一体となった総合的な子育て支援の環境づくりを推進する。 体制強化を図るため総合窓口を設置し、推進体制を確立する。	行政と民間が一体となった総合的な取組みが、未だ出来ていない。 次世代育成支援行動計画の方向性に基づき、推進していく。	福祉課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課	
に、子育て家庭を地域全体で支援していく体制づくりを総合的・計画的に推進します。	2. 安心して子どもを生き育てることのできる環境づくりの推進	108	①家庭や子育てに関する相談・援助体制の充実	子ども女性相談センター、地域子育て支援センター、保健福祉事務所、青少年育成センター、警察などの家庭や子育てに関する相談窓口をPRする。 児童・家庭相談窓口の設置を検討する。	子ども相談センターなどの役割分担が不明確。 子ども相談センター等が中心となり、ケース検討会等を定期的に開催して、情報を共有している。 地域住民の支援、相談ができるような環境づくりが必要。 虐待のネットワークを構築し、全体的な方向の中で行っていくことが必要となる。	福祉課	
		109	②親と子の健康づくりの推進	関係医療機関や学校などとの連携を図りながら、乳幼児期からの生活習慣や心身の健康づくりに対する意識の啓発に努める。	母子保健事業としての取り組みを行っている。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課	
	3. 保育の充実	110	①多様な保育サービスの充実	就労形態の多様化をはじめとする、保護者のさまざまな事情に基づく多様な保育需要に対応できるよう、「琴平町次世代育成支援行動計画」に基づき、保育サービスの充実を図る。	保育士の募集をしているが、なかなか難しい状態で保育サービスの充実が図りにくい。 「琴平町次世代育成支援行動計画」に基づき、ある程度の住民ニーズに対応できているが、保育士不足で保育士の確保に苦慮。 次世代育成支援行動計画の方向性に基づき、推進していく。	福祉課	
		111	②保育所の拡充整備	保育所の多様性に対応する保育室の整備を検討する。 障害を持つ園児に対応する施設の整備を検討する。	保育所が老朽化しており、施設の修繕の必要がある。 次世代育成支援行動計画の方向性に基づき、推進していく。	福祉課	
		112	③家庭や地域と保育所の連携強化	家庭訪問や保育所諸行事を通して、保護者との意思疎通の促進を図る。 地域活動事業の一環として、地域を含めた各種保育行事への参加を呼びかけるなど、保育所と地域との連携を図る。	保護者との意志疎通は図っているが、保護者のニーズが多様化している。 家庭・地域・保育所との連携を図っていく。	福祉課	
		113	④乳児の保育体制の充実	0歳児専用の保育室の整備を検討する。	未だ、0歳児専用の保育室の整備には至っていない。 次世代育成支援行動計画の方向性に基づき、推進していく。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課	
		114	⑤保健師・栄養士による指導促進	保健師などによる指導を推進する。 栄養士の配置を検討する。	保育所で児童への指導事業を推進するための、保健師及び管理栄養士の確保が困難である。 虐待予防の観点から、産後うつになりやすい出産後早期の支援が求められている。 発達障がい児への対応をきめ細やかにしてほしい。 食物アレルギーに対する給食の対応をきめ細やかにすることも検討が必要。 助産師会との連携。 乳幼児や保護者の心身の状況把握や今後の方針については、保育士と保健師の連携により、情報を共有し、指導対応を検討している。 管理栄養士については、保育所に配置をしていない。 助産師と共同で、出産後の育児不安の多い状況の家庭を全戸訪問している。 地域の母子保健活動の担い手である母子愛育会に母子保健活動の啓発等のソフト部分を推進してもらう。 母子愛育会も高齢化しており、事業の継続が危ぶまれている。 (事業が他事業と同一のものもあるため、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	健康推進課	
		115	①安全な遊び場の確保	既存の公共施設の開放により、児童の安全な遊び場の確保に努める。 安全性が確保でき、かつ魅力ある遊具の整備を検討する。	児童公園の管理があまりできていない。 随時、児童公園の管理を行っていくことが必要。 (計画掲載項目としては、公共施設の整備とあわせて、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課	
	116	②児童館の整備促進	児童館の整備を充実させ、魅力あるものにする。 地域、学校との連携を推進する。 利用しやすい施設に改善を図る。	現在ある児童館について、改修しながら維持していく。 児童館以外の施設等、施設のあり方も含めて、ニーズを検討しながら、有効な施設利用にしていく。	人権同和課		
	高齢者福祉の推進	1. 高齢者の生きがい・健康づくり	117	①社会参加活動の促進	福祉、文化、環境、交通安全などのボランティア活動への参加を積極的に推進する。 こんぴら大学・町民講座等の開催や、老人クラブ活動、スポーツ・レクリエーション活動の推進に努める。 多くの人が参加できる仕組みづくりを行い、老人クラブ活動の充実や加入促進に努める。 新しい講師・指導者を発掘しつつ、カリキュラムを開発する。	福祉、文化、環境、交通安全などのボランティア活動への参加を積極的に推進する。老人クラブへの加入促進を図っていく。 積極的に活動はこなわれている。 老人クラブを維持していくために、加入促進を図っていく。	福祉課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課	
保健・医療・福祉の連携を図りながら、援護を要する高齢者の福祉ニーズに応じたサービスの提供に努めます。また、介護予防の取り組みを積極的に行うことにより、元気な高齢者づくりを促進します。		118	②老人スポーツの普及	介護予防に関連した健康スポーツの普及促進を図る。 「いこいの郷公園」を利用した、スポーツならびに室内スポーツの普及に取り組む。	介護予防に関連した健康スポーツの普及促進を図る。 スポーツ・レクリエーション活動の参加者の減少。 「いこいの郷公園」への交通手段についての要望。 老人クラブの活動も活発で、今後も活動を支援していきたい。 老人クラブでの利用促進も含めて、行っていく。	福祉課	
		119	③就業機会の確保	高齢者の就業機会の確保を図り、生きがいを持って社会に参加できるような地域に密着した就業の場を確保・提供する、シルバー人材センターの充実を支援する。	高齢者の就業機会の確保を図るため、シルバー人材センターの充実を支援する。 生きがいを持って、自分の技術や経験を生かした就業の場が与えられている。 高齢者が生きがいをもって活動ができるよう、機会の確保等、支援を行っていく。	福祉課	
		120	④世代交流の促進	高齢者と各種団体との交流を、積極的に支援する。 友愛訪問活動の充実を図る。	高齢者と各種団体との交流を積極的に支援する。 若年層との交流（体験学習の語りべ）の推進。 あまり交流が行われていない。 友愛訪問活動の充実を図る。世代間交流の場の確保を進める。	福祉課	
		121	⑤老人福祉センターや「ゆうあいの家（介護予防拠点）」の活用	生きがいづくりや介護予防などを目的とした、各種研修講座を開催する。	生きがいづくり・介護予防等の各種研修講座の推進を図る。 もっと活用すべきであることから、利用促進を図る。 介護予防の事業等ともあわせて、拠点としての活用など、利用促進を図る。	福祉課	
	2. 高齢者を支える社会システムの充実		122	①介護サービスの充実	支援を必要とする高齢者が自らの選択に基づき、福祉サービス、保健・医療サービスを総合・一体的に利用できるよう、在宅・施設の両面にわたり支援サービス提供基盤の整備を促進する。 「琴平町高齢者保健福祉計画および介護保健事業計画」に基づき、介護予防・地域支援事業を推進する。 高齢者が安心してサービスを利用できるようにするため、利用者の権利を擁護するシステムをつくるとともに相談窓口を設置する。 介護保険外事業を推進する。	継続した介護サービスの充実を図る必要がある。 介護予防について、住民への周知を徹底したい。 介護保険事業計画に基づき、介護サービスの質及び量の確保等を進めていく。	福祉課
			123	②高齢者の在宅生活環境整備	近隣住民やボランティアなどによる支援体制の整備を図ることにより、高齢者の居住環境の向上を支援する。 一人暮らしの高齢者に対する安否確認や急病、災害時などの支援、定期的な食事提供ができるように努める。 要介護状態に陥ることを予防するため、地域の集会施設などにおける日常動作訓練や趣味活動などを促進する。	一人暮らしの高齢者に対する見守りや緊急時などの支援や引きこもり等の防止に努めたい。 情報の収集協力が必要。 民生委員・福祉委員等の協力により、一人暮らし高齢者については、ほぼ把握はできている。 「安心生活創造事業」の中での、ネットワークづくりで推進していく。「悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり」をめざす。事業を周知し、協力を得る。	福祉課
			124	③高齢者の安全な暮らしの確保	高齢者を交通事故や犯罪、災害などの被害から守るため、老人クラブ、老人ホームなどでの交通安全教室、防犯教室を実施する。 高齢者を悪徳商法の被害から守るために、各種集会などを利用した広報啓発活動、情報提供活動、県による相談活動の利用斡旋を推進する。	高齢者をあらゆる犯罪や災害から守るための、ネットワークづくりの推進が必要。 住民よりの情報収集を進める。 プライバシー等の問題もあり、なかなか踏み込めない。 高齢者保健福祉計画の方向性に基づいていく。 ネットワークの構築について、住民との協力が必要となってくる。	福祉課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課	
障害者福祉の充実 障害者の社会参加と自立の助長、雇用の促進や施設の充実、支援体制の強化など、障害者福祉施策を体系的、計画的に整備した琴平町障害者福祉計画にのっとり、障害者福祉をさらに充実します。	1. 障害の発生予防	125	①妊婦の健康指導と検診の充実	両親学級等により、周産期保健のあり方を啓発する。 妊婦健康診査の充実を図る。	町内に産科医がいなく、迅速かつ適切な対応をするためにも近隣医療機関との連携が不可欠である。 母子愛育会と連携し、子育て支援を実施している。 母子保健相談指導事業（まちの保健室、たまご学級）を毎月実施している。 妊婦の健診については、妊娠中毒症等を早期発見できるよう、国の指導に基づき14回実施している。 (事業が他事業と同一のものもあるため、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	健康推進課	
		126	②乳幼児期における健診の充実	きめ細やかな乳児健診を実施する。	町内に小児科医がいなく、迅速かつ適切な対応をするためにも近隣医療機関との連携が不可欠である。 専門分野（言語・聴覚・視覚等）ごとの健診体制を充実することが望まれる。 障害者相談センターふらっと（社会福祉士）と障がい者・児における相談事業を実施している。 町内に小児科医がいないので、1. 6歳児健診・3歳児健診については、善通寺市の小児病院に委託している。さらに、乳児健診については、県内の小児科医で健診できる体制をとっている。 発達支援学級（親子のわんわん教室）として、まんのう町との共同開催。 母子保健相談指導事業を毎月実施している。 こども相談（年6回）、ことばと子育て相談（年6回）、まちの保健室 養育支援が必要な母子への訪問、とっと相談（年6回） たまご学級（年2回）、ピヨピヨ相談 母子愛育会と連携し、子育て支援を依頼する。 母子愛育会も高齢化しており、事業の継続が危ぶまれている。 個人情報の取り扱いが重要。 後継者の育成。 (事業が他事業と同一のものもあるため、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	健康推進課	
	2. 障害者の自立と社会参加の促進		127	①福祉教育の実施によるノーマライゼーション思想の普及	引き続き啓発用のリーフレット、町広報などを活用した中でノーマライゼーション思想の普及に努める。	啓発用リーフレット、町広報等による啓発に努めている。 障害者計画・障害福祉計画の方向性に基づき進めていく。	福祉課
			128	②社会参加機会の創出	障害を持つ人と持たない人との交流の機会を広げ、住民の障害者に対する一層の理解を図る。 障害を持つ人々が住民との関わりを持ち、安心して生活していけるよう、住民との交流を持てる社会参加の機会を充実させる。	相談支援事業所・就業生活支援センターと連携し、社会参加の機会や交流、支援をしているが、なかなか困難。 地域住民との交流など社会参加の充実を図る。	福祉課
			129	③障害者福祉を支える人材の育成	障害者が住みやすいまちづくりを実現するために、障害者福祉を支える人材の育成を図る。	人材の育成は、なかなか進まないのが現状。 本人活動・ピアサポート活動等への協力。（健康推進課との連携） 障害者を支える人材の育成を図る。 専門的内容について、相談支援事業所の積極的活用をする。 本人活動・ピアサポート活動等への協力を引き続き行う。	福祉課
			130	④障害児教育の充実	障害を持つ児童・生徒が障害を克服し、積極的に社会に参加しようとする意欲を育てるとともに、地域社会の人々との交流を通じて障害児教育に対する正しい理解と認識を深めてもらうよう努める。	障害を持つ児童・生徒が障害を克服し、積極的に社会参加をしようとする意思を育てるとともに、地域社会の人々と交流することが難しい。 相談支援事業所・発達障害支援センターと連携し、少しずつ進めている。 障害を持つ児童・生徒が障害を克服し、積極的に社会参加をしようとする意思を育てるとともに、地域社会の人々と交流し、障害児教育に対する正しい理解と認識を深めていく。	福祉課
			3. 相談指導の強化		131	①相談窓口の充実	障害者のニーズの多様化に対応できるよう、障害の内容等による相談窓口を設置する。
	132	②施設の情報提供			障害者が施設への入所を希望する場合は、本人の意思を尊重し、情報提供に努める。	平成18年度から、障害者自立支援法の施行により、相談支援事業所が総合相談窓口として対応し、施設の入所等の情報提供に対応している。 総合相談の窓口を設置しており、継続していく。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課
	133	③在宅介護対策の推進			従来の既存施設の利用を促進する。 保健師、ヘルパーの訪問指導を充実させる。	障害福祉サービスに基づき、居宅サービスとして実施している。 障害者福祉計画に基づき、在宅サービスの充実を図る。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
	4. 施設の充実	134	①障害者用トイレの設置	すべての公共施設に、障害者用トイレを設置するよう努める。	財政上の問題もあり、なかなか進んでいない。 本庁舎内1階東側トイレを様式トイレに改装。 一の橋公園に身体障害者トイレの設置。 随時、費用面を踏まえて整備を進めていく。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課
		135	②公共施設の整備・改善	車椅子で公共施設を利用できるように、スロープ、エレベーター、受付などの改善を行う。 障害者が安心して生活できる場や、訓練、福祉的就労の場を確保するための施設の整備に努める。	財政上、構造上の問題もあり、なかなか進んでいない。 随時、費用面を踏まえて整備を進めていく。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課
母子・父子福祉の推進 母子家庭・父子家庭の生活の安定と経済的自立を促進するために、家庭環境に応じた経済的、養育的な支援を行います。また、関係機関との連携による相談体制の充実、日常生活の援護施策の充実を図ります。	1. 経済的な援護の促進	136	①母子家庭・父子家庭の実態調査	民生・児童委員、福祉委員などを中心とした地域でのネットワークをつくり、実態調査を行う。	プライバシーの問題もあり、実態調査まで踏み込めない。 実態調査は実施していない。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課
		137	②各種資金制度の検討	周辺市町とバランスの取れた町単独制度の検討を行う。	県の制度をしているが、町単独制度は、財政上の事情もあり困難。 町が窓口となり、県の制度を紹介している。 現在の支援制度について進めていく。	福祉課
	2. 相談指導事業の推進	138	①自立更生指導業務の推進	母子・父子家庭に対する相談や生活指導を実施するとともに、日常生活や子育て支援のためのヘルパー派遣など支援策の充実と利用促進を図る。 相談員、ヘルパーに関しては、専門的な知識を持った人を任用する。	利用希望者がいない。 県事業のため、利用状況の把握ができていない。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課
		139	②社会的自立支援の推進	ハローワークや保健福祉事務所の母子自立支援員と連携して、就労を促進する。	就職難で生活保護世帯になるケースが増えている。 県中讃保健福祉事務所の母子自立支援員と連携し、支援は行っている。 現在の支援について継続していく。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課
		140	③託児相談の推進	保育所の保育内容の充実を図る。	多様化する住民ニーズに対応している状況。 住民のニーズに対応して保育内容の充実を図っている。 多様化する住民のニーズに対応して保育内容の充実を図っていく。また、次世代育成支援行動計画に基づき、進めていく。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課
参加し支えあう住民活動の促進 個性的で魅力的な地域づくりを行うため、また地域コミュニティ(連帯)の形成を促進するために、ボランティア団体と行政が協働しながら、さまざまなボランティア活動を活発にする具体的な施策を検討します。	1. 多様な機能を有するコミュニティづくり	141	①防災・安全機能を有するコミュニティづくり	地域の安全は自分で守るという考え方に立って、地域防災の主体となる自主防災組織の組織化を促進する。 必要な資機材の整備に対する助成を行い、自主防災活動の支援に努める。	防災・安全のための地域コミュニティづくりを進める。地域福祉施策とも連携していく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		142	②地域福祉機能を有するコミュニティづくり	社会福祉協議会、ボランティア団体および地域福祉活動を展開する住民組織などによる自主的な取り組みや、相互間の連携体制の充実を促進する。	(同類項目が他にもある。計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課
		143	③環境美化機能を有するコミュニティづくり	事業者、民間団体との連携のもとで、地域住民による河川や公園、道路の清掃などの環境美化活動の促進に努める。	事業者や民間団体との連携を取りながら、地域住民による清掃活動を主軸に環境美化活動の促進に努めることが課題である。 清掃活動などで必要な清掃用具やゴミ袋の提供をして貰ってはいるが、足りない用具もあるので、購入して提供してもらいたい。 清掃活動の実施を通じて、取組み方や事業展開を個々に把握してもらっているのので、組合や事業体など自主的清掃活動へとシフトすることは、可能である。 清掃用具の調達や管理の面において、十分な知識を持ってもらうことが必要。友人など横との連携によって多くの参加者を募ってもらう。	住民サービス課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
	2. ボランティア活動の促進	144	①ボランティア活動参加の動機づくり	ボランティア活動の参加を促すために、広報・普及活動の充実を図るとともに、具体的活動機会の需要と供給などさまざまな情報の収集・提供の充実に努める。 ボランティア活動をはじめとする人々を対象に、ボランティア体験研修会や動機づくりのための講演会を開催することにより、ボランティア活動への認識を深めるよう努める。 将来ボランティア活動の中心となる青少年を対象に、ボランティア教育を推進する。	介護予防ボランティア登録者に活動の場が提供できていない。 介護予防教室の受付やパソコン教室の操作補助などの支援、介護予防講演会の案内や人集めなどを行う。 介護予防サポーター登録者に対して、介護予防教室の紹介と支援をお願いするため、アンケート調査を実施した。 介護予防教室の自主活動を進める。 生涯教育係や既存の同好会などとの連携が必要である。 (同類項目が他にもある。計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課
		145	②ボランティア活動がしやすい環境づくり	県と連携しながら、ボランティアが活動するための拠点の確保に努める。 安心して継続的に活動するためには、活動についての学習や相談に対応できるリーダーやコーディネーターの存在が必要なことから、研修会等を開催して、その養成に努める。	介護予防サポーター一人ひとりが支援できる内容や時間などは異なっている為、多くの介護予防教室を提供し選択してもらう必要がある。 介護予防サポーターの都合が良い日程を選んで支援してもらう。 各地区公民館など、身近な場所で開催できるようにサポーターとともに取り組んでいく。 介護予防サポーター登録者の高齢化や人員不足。 (同類項目が他にもある。計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課
同和対策の推進 同和問題に対する正しい理解と認識の徹底を図るために、同和教育はもとより、「同和対策新総合計画」、「人権教育のための国連10年琴平町行動計画」の趣旨を踏まえ、住民総参加のもと関係機関との連携を密にしながら人権擁護活動を推進します。また、同和地区住民の生活の安定と向上を図るため、さまざまな事業の促進に努めます。	1. 同和問題に対する理解と認識の徹底	146	①人権思想の高揚	「人権教育のための国連10年琴平町行動計画」の趣旨を踏まえた、人権確立琴平町民会議の強化を図りつつ、住民の人権思想の高揚に努める。	「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の趣旨を踏まえ、人権確立琴平町民会議の強化を図りつつ、住民の人権思想の高揚に努めている。人権教育の活動に取り組んでいる。 事業を継続して取り組んでいく。そのなかで、リーダーの養成が課題となっている。また、家庭内で人権問題について話し合う場やふれあう場の活用が必要。(教育委員会) 「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の方向性にあわせて実施していく。(人権同和課)	人権同和課 教育委員会
		147	②就学前同和教育の充実	保育所職員、幼稚園職員を中心に研修、研究会、実践交流会などを実施し、同和教育を効果的に推進する。 就学前同和教育を積極的に推進していくために、家庭・地域および教育機関が連携を図っていく。	保育所、幼稚園職員を中心に研修会、研究会、実践交流会などを実施し、就学前同和教育を推進する。また、保護者の協力が必要。活動としては、保護者及び子どもに対しても行っている。家庭と幼保、幼小の連続性の重視について認識を深めていく。さらに、幼児期の人権形成の重要性について理解を深め、人権に対する正しい認識をもってもらう啓発を行う。なお、人権感覚を持った子どもを育てるため、大人が子どもの手本となるようにする。(教育委員会) 保育所職員の就学前同和教育の研修や研究会に積極的に参加している。また、地区住民とも交流を深めており、今後も継続していく。(福祉課) 「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の方向性にあわせて実施していく。(人権同和課)	人権同和課 福祉課 教育委員会
		148	③学校同和教育の充実	同和教育に関して、教職員の資質の向上と教育内容の検討を図る。 学校運営全体の中で、同和教育を実践していく。 学校同和教育を積極的に推進していくために、家庭・地域および教育機関が連携を図っていく。	教職員の人権意識の向上と教材開発を図る。また、同和教育の全体計画に基づき、学校運営全体の中で実践する。そのなか、同和教育について着実に実践しており、授業研究も継続的に取り組んでいる。広報に住民の声を掲載したりする。また、学校と家庭の連続性を大切にする。(教育委員会) 「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の方向性にあわせて実施していく。(人権同和課)	人権同和課 教育委員会
		149	④社会同和教育の充実	公民館活動や教育集会所活動を通じて、各種団体等と連携して同和教育を推進する。	企業や事業所等への啓発を行っている。しかし、協働の体制ができていない。また、積極的な取り組みの実践ができていない。職種ごとの主体的な研修会実施などについて、啓発を行っていく。また、関係機関と連携し、情報発信に努めていく。(教育委員会) 「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の方向性にあわせて実施していく。(人権同和課)	人権同和課 教育委員会
	2. 生活環境の改善	150	①既設住宅の建替え	人権のまちづくり事業による、改良住宅建替え事業を引き続き推進する。	人権対策としての事業としてではなく、住宅施策のなかで進めていく。 (計画掲載項目として方法は検討が必要。他とまとめる) 「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の方向性にあわせて実施していく。	人権同和課
		151	②住宅周辺の改善	人権のまちづくり事業による駐車場の確保、および団地内緑地を配慮した住環境づくりをめざす。	人権対策としての事業としてではなく、住宅施策のなかで進めていく。 (計画掲載項目として方法は検討が必要。他とまとめる) 「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の方向性にあわせて実施していく。	人権同和課
		152	③公共施設の整備	隣保館の整備・改善を行う。	隣保館の整備・改善を進めていくことが必要。 人権対策としての事業としてではなく、施設整備施策のなかで進めていく。 (計画掲載項目として方法は検討が必要。他とまとめる) 「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の方向性にあわせて実施していく。	人権同和課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課	
3. 経済基盤の強化	④道路、排水路などの整備	153	④道路、排水路などの整備	改良住宅の建替え事業にあわせて、地区内道路の改善を行う。 水路を環境にやさしいものに改良する。	人権対策としての事業としてではなく、環境整備施策のなかで進めていく。 (計画掲載項目として方法は検討が必要。他とまとめる) 「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の方向性にあわせて実施していく。	人権同和課	
		154	①職業安定対策の強化	関係行政機関と連携を図りながら、安定した就労ができるような学力の向上と技能取得を促進する。 生活・職業相談を充実する。	人権対策としての事業としてではなく、就労施策のなかで進めていく。 (計画掲載項目として方法は検討が必要。他とまとめる) 「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の方向性にあわせて実施していく。	人権同和課	
		155	②企業の協力による雇用の促進	企業研修、啓発活動の強化を図り、就職差別解消に努める。	人権対策としての事業としてではなく、就労施策のなかで進めていく。 (計画掲載項目として方法は検討が必要。他とまとめる) 「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の方向性にあわせて実施していく。	人権同和課	
	4. 健康の増進	①健康相談・健康診断の実施	156	①健康相談・健康診断の実施	健康に対する意識向上を促進する。 健康診断、健康相談、健康づくり教室、健康講座などの事業を充実する。	同和地区においても、少子高齢化により、地区の環境が大きく変化しており、地域の実態を把握することが必要である。 健康相談を毎月デイサービスセンターで実施している。 文化祭開催時には、デイサービスセンターで健康相談のほか、健康づくりの啓発パネル展を実施している。 肺がん検診については、デイサービスセンター前で実施している。 健康相談・健康診断等の事業の案内を、豊明支部及び老人会と連携を図りながら、案内業務を支部に依頼する。 個人情報の取り扱いが重要。 (地域住民すべての健康の増進を図る方向であることから、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	健康推進課
			157	②保健師による訪問指導	保健師による訪問指導を充実する。	同和地区においても、少子高齢化により、地区の環境が大きく変化しており、地域の実態を把握することが必要である。 保健師と同和地区住民との交流が必要である。 健康相談を毎月デイサービスセンターで実施している。 文化祭開催時には、デイサービスセンターで健康相談のほか健康づくりの啓発パネル展を実施している。 肺がん検診については、デイサービスセンター前で実施している。 健康相談・健康診断等の事業の案内を、豊明支部及び老人会と連携を図りながら、案内業務を支部に依頼する。 個人情報の取り扱いが重要。 (地域住民すべての健康の増進を図る方向であることから、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	健康推進課
		158	③高齢者対策の充実	デイサービスセンターを中心とした、高齢者の生きがい対策を促進する。 高齢者の健康確保を促進する。 福祉サービスを充実する。	高齢者が介護問題を自分や家族、地域のこととして考えられるようになる。 介護予防相談以外に健康に関する講話や学習などを実施してほしい。 年2回、健康推進課と合同で介護予防相談と文化祭を実施している。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課	
		159	④生活保護対策の充実	県と連携して被保護世帯の立場に立ち、就労、療養、生活相談などの援助、指導を充実する。	中讃保健福祉事務所のケースワーカーと連携し取り組んでいる。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	福祉課	
		5. 社会福祉の充実	①教育機会均等などの充実	160	①教育機会均等などの充実	新しい奨学金制度の検討を行う。	新しい奨学金制度の検討が必要。 人権対策としての事業としてではなく、教育施策のなかで進めていく。 「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の方向性にあわせて実施していく。 (計画掲載項目として方法は検討が必要。他とまとめる)
	161			②進路の保障	学校、家庭、地域との連携を促進し、同和地区児童・生徒の学力向上および進路指導の充実を図る。	学校・家庭・地域との連携を促進し、同和地区児童・生徒の学力向上及び進路指針の充実を図る。 人権対策としての事業としてではなく、教育施策のなかで進めていく。 「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の方向性にあわせて実施していく。 (計画掲載項目として方法は検討が必要。他とまとめる)	人権同和課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
人権が尊重される社会の構築 重要課題として、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・アイヌの人々・外国人・HIV感染者等・刑を終えて出所した人に対する人権問題を掲げ、「人権教育のための国連10年琴平町行動計画」により積極的に推進します。	1. 重要課題への対応	162	①女性の人権	女性が仕事や地域活動など社会進出する機会が増え、個人として自分の生き方の選択や自己の能力を社会で発揮できるよう、固定観念の解消や女性に対する暴力の防止、および救済・保護への取り組みの充実に努める。	今後も「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」の方向性にあわせて実施していく。	人権同和課
		163	②子どもの人権	児童虐待が社会問題になっている中、虐待等の被害を受けた子どもに対する救済・保護を目的とした相談体制の強化に努める。 青少年の自主性・社会性を育てる活動機会の充実に努め、青少年の健全育成に努める。 児童の権利に関する条約の履行に努める。 (1) 生きる権利 (2) 育つ権利 (3) 守られる権利 (4) 参加する権利		
		164	③高齢者の人権	人生を通じて豊かさとゆとりを実感できるよう、高齢者が「自立」と「誇り」を持って生活できる環境づくりに努める。 介護や日常生活の悩みごとに関する相談に対応するとともに、虐待等への対応や成年後見制度の普及と利用促進に努める。		
		165	④障害者の人権	障害者への差別意識や偏見の解消に努め、障害者にやさしいまちづくりを推進する。 障害者からのさまざまな相談に対応し、虐待等に対する支援ができる体制づくりや適切な指導、苦情を解決するしくみづくりに努める。		
		166	⑤同和問題	同和問題に対する理解と認識を徹底し、部落差別の解消に向けた教育・啓発の積極的な推進に努める。 同和問題の解決を妨げる「えせ同和行為」の排除に向け、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動に努める。		
		167	⑥アイヌの人々の人権	アイヌの人々の民族としての歴史・文化・伝統や、現状について理解を深め、人権尊重の意識向上に努める。		
		168	⑦外国人の人権	生活習慣・言葉・宗教などの違いからおきる人権問題の解消に努め、一人の人間として人権が尊重される環境づくりに努める。 地域での交流や相互の文化・習慣等を体験できる機会の提供を通じ、相互理解と協力関係の構築に努める。		
		169	⑧HIV感染者等の人権	正しい予防知識の普及に努めるとともに、感染者への差別意識や偏見の解消に向けた啓発活動を推進する。		
		170	⑨刑を終えて出所した人の人権	社会復帰がスムーズにできるよう、啓発相談活動および環境整備の充実に努める。 犯罪被害者等への理解を深めるための啓発活動を推進し、相談体制の充実に努める。		

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
	2. あらゆる場を通じた人権教育の推進	171	① 普遍的な人権教育・啓発活動の推進	学校における人権教育を推進する。 社会における人権教育を推進する。 家庭における人権教育を推進する。 企業その他一般社会における人権教育を推進する。 観光関係業務に従事する人への人権教育を推進する。 人権教育のための人材育成を行う。	人権についての正しい理解や認識を深めるための講演会など、豊かな人権感覚の育成を行っていくことが課題。また、参加体験型の人権研修会の実施についても課題。 学校教育において、長年着実に教育が行われているが、ネットによる人権侵害等、新たな課題に対応が必要。また、家庭における人権問題への関心を高めることが必要。そして、大人が手本となることが大切。	教育委員会
		172	② 個別の人権課題に対応した人権教育・啓発活動の推進	人権に関するさまざまな問題について、住民一人ひとりが正しい理解を深めることを推進する。 人権尊重意識の高揚を図り、日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努める。	障害者差別、女性差別、セクハラ問題、高齢者や児童への虐待、DV、外国人差別等について、正しく認識することが大切。 住民相互の助け合い、情報提供など、関係機関への協力が必要。また、個人情報の保護のあり方が課題となる。	教育委員会
合理的な土地利用 本町の歴史的・文化的資源および自然的資源を活かし、土地が有する機能、都市構造を明確にして、都市景観に配慮しながら既成市街地・未整備地域の計画的な整備を進めます。	1. 中心市街地活性化構想（TMO構想）のための合理的な土地利用 2. 機能別利用目標の明確化	173	① 中心市街地の活性化	計画的市街地促進を行うことで、人口対策や市街地の空洞化に対応する。 中心市街地活性化を目的とした、交通体系の見直しを図る。	市街地開発について、随時、広域・県との連携のもとで進めていく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		174	① 都市計画制度の推進	市街地内の土地の合理的に利用や都市施設の整備、秩序ある市街地の開発整備を図り、活力とうるおいのある都市づくりを総合的、計画的に進める。 香川県が策定している中讃広域都市計画区域マスタープランに沿って、当該地域内に数多く分布している金刀比羅宮や丸亀城、総本山善通寺などの歴史的資源を活かし、周辺部の自然との調和に配慮することにより、やすらぎと風格のある街の形成を推進していく。 用途地域の検討を行う。	現在の街路計画は、昭和15年に策定されており、当時の交通体系と現在とでは大幅に変わっており、見直しが必要。(電線地中化が表参道で事業実施中であり、それに伴って景観に配慮した施策の実施。) 環境や美化に対応した方向性を検討していく。また、看板などの規制など、景観に配慮した対応も必要。(建設下水道課) 近隣自治体の定住自立圏構想の方向ともあわせていく。	総務課 建設下水道課
		175	② 農業的活用地域の整備	農地の多面的機能(環境保全、保水機能、食料生産基盤など)を、地域の大切な機能として、都市部・農村部にかかわらず住民一体となって保全していく。	農業的活用地域の整備については、各種補助事業に限界があり、財政的に厳しくなっている。 森林地域の整備と保全及び自然環境の保全と活用については、適度な自然を残して農業に支障のないような転用等には農地法に沿って対処していくが、荒廃地が増えているのが課題であり、農地も耕作放棄地が課題。 その他関係する計画づくりの人材育成及び体制構築が必要。 農地の耕作放棄地対策とともに森林地域の保全(人が入れるぐらいの整備も)などが望まれる。 農地の有効活用を推進し、耕作放棄地の解消と未然に防止するような啓発や施策に努めたい。 庁内の検討会等の前後に課員が集まり、施策の課題等について検討を行う予定である。	農政課
		176	③ 森林地域の整備と保全	住民の要望を活かし、自然保護を重視した整備と保全を推進する。 自然森林を利用した公園づくり、自然林の保護を行う。		

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
	3. 目標実現への施策推進	177	④自然環境の保全と活用	不法投棄・汚水流入の防止策を立案、推進する。 水の大切さに対する教育や啓発活動を行う。 水質汚濁防止関連事業を推進する。 「クリーン・リバーKaNaKuRa」の活動を推進する。 金倉川の景観整備を引き続き実施する。	生活環境と共に自然環境を整えることが、施策を推進していく上での最大の課題とされる。そうした概念から、住みよい環境づくりを構築すると、自然に自然環境保全とつながる為、一人ひとりが環境づくりに関心を持ち、身の周りの清掃活動から取組んで欲しい。 河川の景観整備は、年々良くなっているが、まだまだ、整備していかなければならない場所もあり、国や県の財政の動向を見ながら、協議推進していかなければならないので、今後においては、難しいことも予想される。 各種団体との連携により、クリーン作戦や自主的清掃活動が行われている。 河川の景観に纏わる清掃としてもあるので、清掃によるノウハウは、個々にあり、今後は、自主的取組みも含めて、住民との意見交換や情報の共有により、住民等へのシフトにつながると思われる。 住民との意見交換や情報の共有が、課題である。 河川周辺の住民の中には、まだ排水等による整備がされていない方もいるので、水質による汚染のことも理解してもらう。	住民サービス課
		178	①土地利用転換の適正化	引き続き、利用転換の適正化に取り組む。	適正な土地利用を進めていく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		179	②低利用地や未利用地の有効利用	商店街の空き店舗対策の一環として、空き店舗となった用地の公的利用等について検討する。	現在なし。空き地・空き店舗の利応も進んでいない。空き地・空き店舗の利用にあたっては、関係者との連携で活用方法を検討したうえで実行する。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		180	③無秩序な開発の防止と合理的な調整	土地利用に関する諸計画との適合や公害の防止、自然環境の保全を図るとともに、地域の持つ特性なども十分配慮し、土地の保全と秩序ある開発への調整・誘導を図る。	法に基づき推進する。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
交通体系の整備 住民の利便性と安全性が向上し、地域経済を支える交通体系の確立を図るため、広域道路網・町内道路の整備に努め、あわせて道路改良と公共交通機関における施設整備を進め、交通体系の充実に努めます。	1. 広域道路網の整備	181	①国道、県道の未改良区間の整備要望	国道、県道の拡幅・改良を要望する。	現在、住宅となっているところなど、整備が難しいところもあり、交差点の改良など、関係機関と協議し、進めていく。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	建設下水道課
		182	②主要幹線の整備促進	国道32号線満濃バイパス、綾歌バイパス等の早期完成を要望する。 県が実施している大宮橋の架け替え工事について協力体制を推進する。	(事業が済んでいるところや、国・県事業もあり、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	建設下水道課
	2. 町内道路の整備	183	①沿道の緑化と修景	歩道などの整備を進める中で検討する。	歩道などの整備を進める中で、沿道の緑化を検討していく計画であるが、歩道の整備(建物が宅地一杯建っている)に莫大な費用がかかる。 実施にあたっては、関係機関との協議や費用の面を考え、緑化以外の対応も含めて検討することも必要。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	建設下水道課
		184	②「くらしの道づくり事業」の推進	街路計画の抜本的見直しを検討する。 「こびら信仰の道」の整備を推進する。	都市計画道路の見直しを図る。 金刀比羅宮を中心に石張舗装、疑石舗装を計画していたが、財政面で休止している。 住民からの整備の要望もあるが、県事業とも踏まえて検討が必要。(建設下水道課) (事業が済んでいるところや、国・県事業もあり、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	建設下水道課 総務課 観光商工課
		185	③道路交通情報提供施設の整備	利用者の利便性向上と、道路網のより効率的・有効な利用を図るために、わかりやすい案内標識等の設置に努める。	主な道路情報については整備ができています。観光目的など、整備について検討を行うことが必要。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	建設下水道課
	3. 安全確保のための道路改良	186	①交通弱者への配慮	歩道の整備(バリアフリー化)などによって、交通弱者に対する対応を図る。	整備に費用がかかり、歩道の整備がなかなか進まない。今後も、費用にあわせて整備を行っていく。	建設下水道課
		187	②交差点の改良	国道319号線と、県道原田琴平線の交差点(苗田)改良の早期完成を要望する。 国道32号線と、国道319号線の交差点(マルナカ前)の改良を要望する。 県道原田琴平線と、県道岡田善通寺線の交差点(上櫛梨)の改良を要望する。	苗田交差点は、要望し完成。マルナカ交差点改良を国・県に要望しているが、補償費が大幅に必要であり、財政面で厳しい。 今後も関係機関と連携し、継続していく。また、事故を起こさないような予防の取り組みについても検討していく。	建設下水道課
	4. 公共交通機関における施設整備	188	①JR琴平駅周辺の整備	駅周辺整備の推進を図る。 集客施設の設置を検討する。	随時、市街地開発とあわせて整備を行っていく。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
		189	②交通機関の確保	町内を巡回するワンコインバス運行を検討する。 フリーゲージトレインの運行について、早期実現化を検討する。 コンデンとJRとの利便性の向上について、関係機関へ要望する。	コミュニティバスや地域交通の確保など、学校の統廃合整備等とも踏まえて検討するとともに、タクシーなど、既存の交通機関とも連携を深めていく。	総務課
高度情報化の推進 情報通信基盤の整備により、行政と住民との双方向の情報交換ができる環境を創出するとともに、住民が情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することの能力の向上を図ります。	1. 情報通信基盤の整備	190	①高度情報通信基盤の整備	民間事業者との適切な役割分担のもと、高度情報通信の整備を推進する。 情報発信と情報提供に向けての整備を行うとともに、住民との双方向の情報交換を行うため、ハード面・ソフト面の充実を図る。	インターネット等、基盤整備が進んでおり、啓発・広報に利用促進を図っていく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
	2. 暮らしの高度情報化	191	①高度情報化を担う人づくり	研修や普及活動を通じて、住民が直接、情報機器と接することができる場を提供したり、情報ボランティアを育成することなどにより、住民が情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することの能力の向上を図る。 小・中学校のインテリジェント化などの条件整備に努めるほか、教員研修の充実により指導力の向上を図り、情報化社会に主体的に対応できる児童生徒の育成を推進する。	(計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		192	②安全な情報環境づくり	情報通信ネットワークの利用におけるモラルの向上を図るとともに、知的所有権や個人情報の保護対策、セキュリティ対策などの啓発に努め、住民が安全に情報を活用できる環境整備を推進する。 情報公開条例にともない、各課における行政文書の整備に努める。	個人情報の取り扱いを踏まえ、プライバシー確保をしつつ、環境づくりを進めていく。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
水資源対策の推進 長期的な水需要の予測に立ち、水資源の確保と安定供給を行うために、水道施設の設備充実、水質管理を図ります。また、節水意識の啓発やリサイクルなど、節水型社会の形成に努めます。	1. 水源の確保と保全	193	①安定した水資源の確保	香川用水以外の水源を確保する。 安全で安心できる水を安定的に供給するため、備蓄配水池および予備水源の開発を検討する。	従来の県水以外の水源を確保する考えから、香川用水の受水量を増やすように方向転換をはかり、受水施設の改修や新設を進める必要がある。安定した水源を確保しながら、将来にわたって県水で補えるようにしていきたい。節水など、必要となる。	水道課
		194	②既存施設の保守整備	老朽化した既存施設設備の改修および増強を行う。	老朽化した既存施設の改修が必要となっている。水源地・浄水場など、随時、予算に応じて整備を進めていく。	水道課
		195	③水質の汚濁防止	流域関連公共下水道事業を推進しながら、連携して浄化槽（合併処理）の普及推進を図る。	下水道事業による施策による水質汚濁の防止策や自然によるもの、また、人的による水質汚濁等も含めて、状況により対処や処置の方法が違うので、いろんな施策を想定して考えていくことが、課題とされる。 水質汚濁等の防止策として、啓発や注意による看板等の設置をしている。 河川流域の主要な場所に啓発や注意の看板設置はされている。しかし、見落とししている所もあると懸念される。 町内の自治会を通じて、地区衛生組織連合会をより確固たるものにするにより、個人の取り組みや試みで、より一層改善されると思われる。また、地域の住民意識の向上により、自然と自主的に住民シフトしていく可能性はある。 水質汚濁による法的処罰については、行政が関与することでの処置ではあるので、直ぐに連絡をするようお願いすることが課題である。 日常生活に関する水質汚濁も大いにあるので、常日頃から注意して対応してもらう。	住民サービス課
		196	④節水意識の高揚	節水型まちづくり推進協議会への参加により、ポスター掲示などの啓発を実施していく。	PRが不足している。 再利用や節水など、地道にPRを行いながら、進めていくことが必要。	水道課
		197	⑤下水道の早期利用と事業の促進	水洗化率を向上させる。 引き続き、事業効果の高い地域から優先的に下水道工事を推進する。 事業認可区域をさらに拡大する。	細い道が多くガス、水道の補償費が多くかかる。また、共用開始区域内の未接続者にアンケートを取ると浄化槽の設置また、費用面等の理由で接続がすすまない。 住民からの要望としてある費用や設置についての問題を検討しながら、継続して促進していく。	建設下水道課
	2. 水需要量の推計	198	①生活用水の必要量推計	引き続き、年度ごとに用途別・口径別などに使用水量を分析し、翌年の計画水量を推計する。	使用水量を分析している。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	水道課
		199	②産業用水の必要量推計	引き続き、年度ごとに用途別・口径別などに使用水量を分析し、翌年の計画水量を推計する。	使用水量を分析している。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	水道課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
	3. 水の安全性確保	200	③観光客の水使用量推計	引き続き、ホテル・旅館などの使用水量を分析する。	使用水量を分析している。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	水道課
		201	①水質の管理	専門知識を有する水道技術管理者の確保と育成を推進する。	専門知識を有する水道技術管理者の確保と育成が課題となる。外部委託を含めて検討が必要となる。	水道課
		202	②ろ過処理設備の設置	各水源地のろ過設備の設置を検討する。	現在はなし。各水源地のろ過施設の設置が課題。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	水道課
	4. 節水型社会の形成	203	①節水の促進	節水啓発活動を実施する。 節水展などを開催し、節水型機器の展示・紹介や節水コマの配布などにより、節水型機器の普及に努める。	節水啓発活動のための人材が不足している。 随時、広報等を活用しながら、節水について啓発していく。 (掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	水道課
		204	②水の循環利用の推進	風呂の残り湯など、家庭排水の再利用促進に努める。	家庭排水の再利用について検討が必要。 随時、広報等を活用しながら、節水について啓発していく。 (掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	水道課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課	
自然災害防止事業の推進 自然災害から住民の生命と財産を守るため、急傾斜地の点検と河川改修を進め、総合的な防災システムを整備するとともに、災害時避難体制の確立に努めます。	1. 自然災害の未然防止	205	①予防治山対策の促進	谷川地区において、下流域への土砂流出を防ぐため砂防ダムの早期完成を要望していく。 危険地域の現地調査を行い、改修および住民への啓発活動の推進を図る。 引き続き、急傾斜地崩壊危険区域の再点検を行う。	急傾斜地などにある民家など、今後とも、対応が必要である。	建設下水道課	
		206	②河川改修の促進による水害の防止	場所に応じた治水対策とあわせて、親水性・自然環境・景観に配慮した河川改修を行う。 全町的な排水計画については関係機関と協議し、検討する。	満濃川が2期工事が完成し一定の成果が期待できる。また、買田川の改修計画も地元説明会を開きすすめている。	建設下水道課	
	2. 町内防災体制の確立	207	①総合防災システムの整備	危険地域マップの作成、危険地帯に看板などを設置し、地域住民に周知する。	防災マップを作成し配布しているが、随時、必要な情報について広報等を活用しながら、行っていく。	総務課	
		208	②地域防災計画の見直し	新たに平成18年度において国民保護計画を策定し、引き続き地域防災計画の見直しも行う。	見直しをおこなった。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課	
		209	③災害発生時の避難体制確立	緊急避難場所・方法などを広報で周知する。 防災マップ、防災のしおりを配布し、個々の避難場所の確認を徹底する。 自主防災組織間の連携を強化する。	災害が発生した際に、安心して避難等ができるよう、避難所の整備や避難路の確保など、避難体制について確立していく。また、自主防組織とも連携し、体制の確立を図っていく。	総務課	
		210	④各地区の自主防災組織の育成	自主防災組織は、定期的に訓練を行うよう指導する。 広報などで、自主防災組織の必要性を周知する。	各自主防災組織への支援を行っている。消防団への育成など、組織づくり及び人づくりを進めていく。	総務課	
	家庭教育の振興 家庭教育を個々の家庭の問題として考えるだけでなく、地域社会の問題としてとらえ、家庭・学校・地域社会が連携した取り組みを進め、家庭教育の重要性を啓発するなど、就学前教育の充実を図ります。	1. 家庭教育の振興	211	①家庭・学校・地域社会の連携	家庭教育を個々の家庭の問題として考えるだけでなく、地域社会の問題としてとらえた取り組みを促進する。 異世代間、異年齢間交流などの事業の充実を図る。 家庭・学校・地域社会が連携して、家族ぐるみで環境美化などさまざまな地域活動に参加する機会を充実する。	相互に情報交換を密にすることが大切であるとともに、開かれた学校をつくることも大切。地域の人たちの教育への関心が高く、学校を支援してくれている。地域のみんなで子どもを守り、育てようという気持ちが強く、活動が充実してきている。 住民の中からコーディネータを育て、リーダーの養成が必要。そして、地域住民が活動に対する認識を高め、支援するような体制をつくっていく。	教育委員会
			212	②家庭教育相談体制の充実	子育てに悩みを持つ親を対象に、電話相談・個別面接相談などを実施する。 町および学校が、インターネットメールによる個別相談を推進する。	学校へ積極的に相談するようにすることが大切。また、保護者が子どもの発達段階による課題を認識し、保護者が家庭教育の大切さを認識するようにする。悩みを持つ保護者を対象に、相談を行っていく。子どもと教師の信頼関係を築いていくことが大切。 スクールカウンセラーの相談活動など以前より良くなっており、推進していく。家庭の教育力を高めることが重要であり、地域で子どもを見守り育てていく環境をつくる。そのため、近所の人が相互に信頼しあえるようなコミュニティづくりが必要。	教育委員会
			213	③広報啓発活動の推進	家庭教育の重要性について認識が深められるよう、研修会等を実施し、啓発活動を推進する。	住民が気軽に参加できるような交流の場や家庭教育に関する学習の機会をつくる必要がある。そのため、子どもを見守り育てるボランティア活動や体験活動の情報を提供していく。 個人情報の保護を考えながら、住民相互の情報交換の活性化を推進していくことが必要。	教育委員会
		2. 就学前教育の充実	214	①家庭におけるしつけ教育の充実	家庭と園が連携して、父親のための子育て勉強会などの企画を行い、幼児期のしつけの重要性を啓発、推進する。	基本的な生活習慣を身につけさせることが大切である。近年、家庭のしつけのことを言わず、学校の責任にして、無理な要望を押しつける保護者が増えてきている。 学校全体や地域で目標を持って活動していくことが重要。子育て支援団体や学校、地域、福祉関係機関、企業などが連携を密にすることが大切。	教育委員会
215			②家庭教育学級の充実	各地区に新設される子育てネットワークにより、地域の教育力の活用を推進する。 地域生涯学習人材バンクを活用し、しつけに関する啓発を実施する。 関係機関との連携を図り、子育て相談を検討する。	地域の教育力の活用を推進する。しつけに関する啓発を行い、関係機関と連携した子育て相談を継続する。そのためにも、地域の力を活用することが必要。	教育委員会	

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
		216	③保護者の学習機会の充実	学習会の年間計画を作成し、実行する。 学習会を魅力的で充実した内容にし、参加者動員を図る。 保護者が研修に参加できるよう条件を整備し、ボランティアによる出前保育を検討する。 保護者向け図書の貸し出しなどを実施し、子育てに関する情報の提供を行う。	県主催の家庭教育に関する講座や家庭教育フェスタなどへ積極的に参加し、学習機会を増やす。 PTA主催の学習会だけでなく、学年や学級単位でも実施していく。また、学習会の講師に関する情報等について提供していく。	教育委員会
幼児教育の充実 幼児が地域の中で、豊かな個性と創造性を育むことができるよう、幼稚園施設の整備と、幼稚園・保育所の一元化を図るとともに、就学前教育の充実を推進します。	1. 幼稚園の就学前教育の充実	217	①幼稚園の就学前教育の充実	幼稚園教育課程3年間の教育について、さらなる検討を重ねる。	小学校教育の円滑な移行を図るため、家庭や小学校との連携を図る。そのなか、保護者の価値観が多様化し、自己中心的な要望もしばしばみられる。幼児期の総合的な指導から、児童期の学習指導への円滑な移行が十分とはいえない。また、家庭のしつけが十分でないことも増えている。 保護者に保育体験をしてもらったり、理解を深めていく。また、家庭のしつけを大切にしていく。	教育委員会
	2. 幼稚園と保育所の一元化	218	①運営形態の検討	一元化に向けて、保育所と幼稚園の運営形態を検討する。	幼保一元化の実施が課題。また、幼稚園の保育時間の延長に対する要望がある。私立保育園との共存のあり方について検討が必要。そのため、国の動向を見極めて検討していくことが必要。 幼保の保護者の意見を十分に聴取してから、検討して実施する。そして、国や県の方針を踏まえる。私立保育園と十分な協議を行う。(教育委員会)	教育委員会 福祉課
		219	②幼稚園の運営の検討	幼稚園の延長保育を検討する。 幼稚園の延長保育料の受益者負担化を検討する。	人事面での課題がある。教員の資質向上対策が必要。幼稚園の駐車場への苦情があったりする。 経営に関する自己評価や関係者による評価が遅れており、対応が必要。また、コミュニティの教育力を園の経営に取り入れていくことが必要。保護者と幼稚園との連携・協力も必要となる。	教育委員会
		220	③人事交流の促進	一元化に向けて、幼稚園と保育所職員の人事交流を実施する。	人事交流は継続して行うことが必要であり、障害を持つ子どもの教育に対する要望が増えており、連携が必要であり、園と保護者との連携も必要。 継続して促進していく。(教育委員会)	教育委員会 福祉課
		221	④施設の整備	一元化に向けて、地域の実情に応じた園舎の増築、整備を検討する。	幼保一元化の検討とあわせて協議する。	教育委員会
義務教育の充実 義務教育が、豊かな人間性と生きる力の基礎を培うという観点に立ち、教育内容の充実と教育環境の整備を図るとともに、地域に根ざした教育活動を推進し、自己の個性・能力を活かし、社会の発展に寄与する人づくりを進めます。	1. 教育条件の整備充実	222	①小学校校舎の整備促進	校舎の耐震強化を検討する。	現在、耐震化を随時進めている。平成24年度までには耐震化を行っていきたい。	教育委員会
		223	②中学校校舎の整備促進	老朽化した校舎の新築を検討する。	随時、老朽化した校舎等への対応が必要であり、進めていく。	教育委員会
		224	③小・中学校の各種付帯設備の整備	国・県の教育指針に沿った、付帯環境施設の整備および、改善を実施する。	教育に必要な施設について、随時整備を行っていく。	教育委員会
		225	④学校図書の充実	数年一度蔵書内容を調べ、学習に対応できるような図書を、計画的に導入する。 図書以外のメディアにも対応を図る。	学校図書の整備は教育上必要であり、随時、整備を進めていく。今後も継続して整備する。	教育委員会
		226	⑤施設の維持管理体制の強化	サポート体制の強化と、コスト面を考えた広範な定期点検を実施する。	施設の維持管理体制は継続していく。(計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要)	教育委員会
	2. 教育内容の充実	227	①教育課程の充実	確かな学力をつけるための学力向上対策を推進する。 総合的な学習の時間の重要性を踏まえた改善や支援策の充実に努める。 各小学校の特色づくりをめざす。 地域学習の充実を図る。 教員研修の充実・拡充を図る。 小中連携教育を推進する。	少人数授業、習熟度別指導、複数担当制、ティーム・ティーチングなど指導体制の充実が必要。また、言語力、コミュニケーション力を図るための授業改善の研究が課題。学力向上への要望は強いことから、今後も力を入れることが必要。 家庭の協力を得ながら、学習時間を増やすなど充実させていく。また、学校と家庭が同一方向で取り組めるよう支援していくことが必要。そのため、学級単位で保護者が協議し、積極的に取り組んでいく。	教育委員会
		228	②自然学習の実践	自然学習の場を開拓する。	郷土の伝統文化を活かす子どもを育てる教育をめざし、4年生のカリキュラムに郷土の自然について知り、愛着や誇りを持たせている。着実に成果が上がってきている。 地域の人たちを巻き込んだ学習が可能であり、子どもの主体性を重んじながら、子どもに考えさせたり、やらせたり、見守りを行っていくことが必要。	教育委員会

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
		229	③郷土学習の促進	郷土のことについて教育・指導ができる人材の育成、発掘と、名簿づくりに取り組む。 「生きる力を育てる自主活動」に取り組む。 自分たちのふるさとを紹介することや、自分たちの自慢できるものが分からない児童に対して、国際理解学習を推進することで、琴平を学ぶ機会をつくる。	郷土の伝統文化を活かす子どもを育てる教育を進めるための教材開発や教科としての授業開発が必要。また、評価のあり方も検討が重要。また、地域の人材活用が重要。 地域の支えや協力を得てはじめて成り立つ教科であり、地域の人材を活用する。また、子どもと一緒にボランティア活動していくことが必要。	教育委員会
		230	④交流学习の展開	ボランティア活動を行う。 校種間の交流を推進する。 農業・自然についての体験学習を実施する。	中1と小6の交流学习の難しさを克服することが必要。 問題を持つ子どもへの対応が必要であり、保護者には自由にみてもらえる授業参観などの体制が必要となる。また、情報提供により、交流学习に関する地域住民の理解を深めることが必要。情報公開を行うと同時に、一方通行にならないように住民の意見を聞き取る。そして、積極的に公開授業や活動を参観して、交流学习に関する認識度を深めていく。	教育委員会
		231	⑤安全教育の充実	児童、学校による、安全教育の推進を図る。	不審者対策のための見守りや巡回活動、不審者を想定した避難訓練などが課題。 自転車通学生徒のマナーを向上させたり、地域住民による登下校の見守りボランティアを活性化させる。住民が生きがいをもってボランティア活動として取り組めるような体制づくりが必要であり、住民の主体性を尊重する。	教育委員会
		232	①側面的学校教育活動の促進	学校と家庭とが、十分な連携がとれるよう取り組む。	学校支援ボランティア活動、放課後子どもプラン、登下校の見守りネット、特別支援教育支援員の活動が重要。 放課後子どもプランを安定して活動していく必要がある。子ども塾について、コーディネーターを養成したり、学校支援ボランティアは住民が直接学校と協議して協力していく必要がある。住民の主体性を尊重して行う。	教育委員会
		233	②青少年健全育成活動の促進	青少年健全育成のための、各種関係団体との連携強化を図る。	犯罪等の低年齢化が進む中、より一層各種関係団体との連携強化をしていくことが必要。育成センターを拠点として行っていく。	教育委員会
		234	③交通安全運動の促進	交通弱者である児童生徒に対して、自転車教室などの交通ルールを学ぶ場を設ける。	交通教室等、随時交通ルールについての活動を行っていく。	教育委員会
3. P T A 活動の促進		235	④教育環境向上運動の推進	児童生徒の心身の安全を確保する運動を推進する。	活動は行っている。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載しない)	教育委員会
		236	①琴平の郷土学習データベースの作成	地域学習をはじめ、社会学習に活用できるデータベースをマルチメディア化(CD-ROM化、インターネット化)し、各幼稚園、小学校、中学校の学習で活かす。	各学校における整備はできている。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載しない)	教育委員会
		237	②インターネットへの対応	校内のイントラネットの高速化を図ることにより、学校教育におけるIT推進への対応を図る。	各学校における整備はできている。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載しない)	教育委員会
		238	③情報処理教育の促進	情報処理教育を効率化させるため、校内LANを検討する。 琴平町の学校のホームページ作成を促進する。	各学校における整備はできている。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	教育委員会
5. 教育施設の地域開放推進		239	①学校図書館開放	学校図書館司書教諭、図書館司書および地域ボランティアによる、幼児に対しての読み聞かせや紙芝居の実施、さらには週数回の貸し出しを検討する。	地域の人の協力を得て、開放について検討していく。地域住民との連携体制の構築が必要。	教育委員会
		240	②学校施設の有効活用	学校週5日制実施により、年間の授業日数が200日程度であるため、多様な世代に施設設備の開放を検討し、その有効活用を図る。	随時、有効活用を行っている。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	教育委員会
6. 少年犯罪の低年齢化の防止		241	①少年犯罪の低年齢化の防止	ボランティア活動の充実を図る。 学校教育相談活動の充実を図る。 琴平町学校・警察相互連絡制度の協定を締結して相互の連携連絡を密にする等により、学校・家庭・地域社会での、防止体制づくりを行う。 道徳を中心に、学校教育活動全体で取り組む。	関係機関・団体との連携を行っている。 犯罪等の低年齢化が進む中、より一層各種関係団体との連携強化をしていくことが必要。育成センターを拠点として行っていく。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	教育委員会

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
	7. 教職員の資質向上	242	①教職員の資質向上	情報教育、いじめ・不登校問題などに対する研修を実施し、実践的な研修の充実に努める。 幅広い視野や、実践的指導力を育成する。 新たな視点から学校教育をとらえなおすため、学校とは異なる機関での研修の充実に努める。	地域の教材開発や人材活用、授業研究、評価研究等、町内小中学校の全教員が一丸となって主体的で創造的な研究に取り組むことにより、資質向上に資することが出来ている。 全国に発信できるような成果に向けてさらに深めることが課題である。 (生徒が減少しているなか、教育環境の整備(学校の統合)とあわせて、適切な指導と含めて掲載を検討していく)	教育委員会
社会教育の推進 児童・生徒の心身の健全な発達を促進するために、多様な体験の場を拡充するとともに、住民ニーズおよび、近隣市町などからの広域的利用を踏まえた図書館の建設計画を検討し、また社会教育関係団体の育成に努めます。	1. 学習活動の促進	243	①多様な体験の場を拡充	児童・生徒の心身の健全な発達を促進するために、地域の専門家の指導のもと、自然体験、社会体験、ボランティア活動など多様な体験の場を拡充する。	さまざまな体験の場を広げている。 今後も体験の場を増やしていく。	教育委員会
		244	②情報提供体制の整備	さまざまな体験活動の情報を、保護者や子どもがいつでも入手できるよう、情報提供体制を整備する。	実施はしていない。 放課後等に地域住民の力を借りて、支援していくことができるような方向性が必要。	教育委員会
	2. 社会教育施設の充実	245	①図書館の建設	住民ニーズにおよび、近隣市町などからの広域的利用を踏まえた図書館の建設計画を検討する。 研究活動の場として、専門的図書を備えた施設を検討する。	財政状況が厳しいなか、建設については、他の方法なども検討する。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要)	教育委員会
		246	②中央、地区公民館などの充実	コミュニティ活動の拠点となる運営を図る。 週5日制に対応した公民館活動内容の充実を図る。	各公民館はサークル活動の場となっており、活用されている。 今後も充実が必要。コミュニケーションをつくっていく場としての役割を踏まえる。 (計画掲載項目として検討が必要。他とまとめる)	教育委員会
3. 社会教育関係団体の育成	247	①社会教育関係団体の育成	子ども会、PTA、女性団体など、社会教育関係団体の活性化を支援するため、指導人材を確保し、指導者研修や研究集会の充実に努める。	育成は今後も必要。そのなか、指導者の人材が不足しており、対応していくことが求められる。	教育委員会	

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
生涯学習の促進 多様化、高度化する住民の学習ニーズに対応するため、学習内容、機会の拡充や情報提供、指導者の養成・確保、教育施設の活用等、生涯にわたって学習する意欲を持ち、その成果を地域や社会に活かすことのできる環境づくりを行います。	1. 生涯学習機会の拡充	248	①学習講座・講演会などの開催と拡充	年間計画としての各種学級講座について、民間団体が自主的に実施できる場の提供、講師紹介等の支援を行う。 多様な学習課題やニーズに応じることができるよう、対象別の講座の拡充に努める。	地域の力を引き込みながら、子育て・高齢者・障害者・家庭教育・男女共同参画など、充実していくことが必要。	教育委員会
		249	②学習プログラムの開発	生涯の各時期におけるさまざまな課題や地域課題に沿った学習内容、学習方法などの充実を図るため、学習プログラムの開発に努める。 参加型学習について研究を進め、新たな学習方法の開発を図る。 少年、青年、壮年、老年世代間の交流参加を含んだ、生涯教育実践プランを作成する。	(計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	教育委員会
	2. 生涯学習の条件整備	250	①指導者の養成・確保	経験豊富な有識者を指導者として発掘し、指導者の確保に努める。 生涯学習を促進する指導者を対象とする研修を拡充し、資質や能力の向上を図る。 ジュニアリーダーの自主的な活動を支援する。	養成・確保は随時進めているが、人材が不足している。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	教育委員会
		251	②学習施設として各教育施設の開放と活用	学校、その他教育施設を開放し、学習活動の有効活用と充実を図る。	適宜、施設の開放と活用は行っている。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	教育委員会
	スポーツの振興 スポーツを通じて、住民が交流と健康の輪を広げるために、町民スポーツの普及、体育活動の推進体制強化を進め、すべての住民が気軽に参加できるスポーツの振興を図り、広く住民に参加を呼びかけます。	1. 町民スポーツの普及	252	①競技団体組織の育成	町体育協会加入団体の自立育成を支援する。	支援等、行っている。 自立育成など、組織への支援を行っている。今後とも、継続して支援していく。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)
253			②1人1種目スポーツ活動の展開	住民すべてが参加できるような、コミュニティによるレクリエーション行事の創設を検討する。	(計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	教育委員会
254			③年間スポーツ、体育行事計画策定	行事計画の柔軟な運用を図る。 ヴィスポことひらが小中学校と連携して体育授業(水泳等)を支援する。	随時、作成している。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	教育委員会
255			④スポーツ教室による水準の向上	青少年、女性など、年齢性別にこだわらず、誰もが楽しめるスポーツ教室を展開していく。 校庭開放事業を充実する。	向上に向けた取り組みを行っている。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	教育委員会
256			⑤高齢者スポーツの普及	ニュースポーツ用具などを充実させ、年齢体力などに合わせた普及活動に努める。	高齢者の活動、生涯学習活動とあわせておこなっている。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	教育委員会
2. 体育活動の推進体制強化			257	①中核スポーツ施設の整備	「いこいの郷公園」を、総合型地域スポーツクラブの拠点として充実させていく。	拠点として整備は行っている。今後とも、スポーツ振興のため、拠点を活用して支援していく。しかし、どう拠点を活用するか、考える必要がある。どのような場をつくっていくのか、検討が必要。
		258	②既存スポーツ施設の活用	学校、その他既存スポーツ施設を活用し、体育活動の推進強化を図る。	学校の施設は空きが少ないため、利用が少ない状態である。年間を通して、学校体育施設をどう開放していくのか、検討が必要。	教育委員会
芸術・文化の振興 住民がうらおいと創造的な生活が営めるよう、郷土の歴史・文化遺産や異文化に触れられる場と機会を提供し、また、各種文化活動への参		1. 文化活動の促進	259	①住民の文化意識の醸成	琴平の芸術・文化の向上に功労のあった人を積極的に顕彰し、功績をたたえ、住民全体の文化活動に対する意欲を高める。 町歴史民族資料館や、ACTことひらなどの既存文化施設を、積極的に活用する。	文化意識の醸成のため、今後ともに事業は継続していく。
	260		②文化を担う人材の育成	小・中学生の芸術活動を奨励し、琴平の芸術・文化活動の担い手となる人材を育成する。 国内外の一流アーティストから、指導を受けられる機会の確保に努める。	芸術活動への支援や人材の育成を今後も継続する。	教育委員会

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
加推奨、伝統文化の保存・継承を図り、琴平らしい新たな文化の創造に努めます。	2. 伝統文化の保存・継承	261	③各種文化活動への参加奨励	優れた芸術文化鑑賞の機会を提供するとともに、芸術家との交流の機会の拡充を努める。 町歴史民俗資料館や、ACTことひらなどの展示品の、継続的な入れ替えを行う。 住民による企画展を開催する。	歴史民俗資料館の展示品が不足しているなど、対応が必要。地域住民や団体等と連携し、企画展など行っていくなど、事業を継続していく。	教育委員会
		262	①伝統文化の保存・継承	琴平に根ざした特色ある伝統芸能・民俗行事などの伝統文化について、保存・継承を積極的に図る。	琴平に根ざした活動を今後も行っていく。	教育委員会
		263	②文化財を活用した教育の推進	子どもたちが琴平の歴史や文化に誇りを持ち、郷土を愛し、心豊かに成長するため、琴平における文化財に関する各種の歴史学習、体験学習を行う。 琴平の郷土学習の機会を増やすとともに、郷土史、建物、行政、文化、芸能などの地元専門家を指導者として登録することで、より充実した学習内容を提供する。 文化財を大切に保存するとともに、文化的に活用した事業等を行っていく。	文化財を知る学習の機会を増やすなど、文化財を活用した教育の推進は継続していく。	教育委員会
国際交流の推進 本格的な国際化時代の到来に対応し、国際感覚あふれる人材の育成に努めるとともに、世界の多面との多様な交流づくりを進め、外国人にも開かれた魅力あるまちづくりに取り組みます。	1. 国際感覚あふれる人材の育成	264	①住民の国際理解の増進	国際感覚あふれる人材を将来にわたって育成していくため、生涯を通じて海外の多様な文化や価値観などについて学べる講座の開設や、住民が普段で外国人とふれあえる機会の提供などを図る。	学校での学習や外国人と接する機会が少ないなか、ふれあえる機会を増やすなど、国際性を高めていく取り組みを推進していく。	教育委員会
		265	②国際理解教育の充実	中学・高校生と海外の学校との交流を推進するとともに、世界各国から来日している人々と気軽に交流できる機会を設定する。	交流の機会をこれまで以上に充実させ、国際性豊かな子どもを育成していく。	教育委員会
	2. 世界の多面地域との多様な交流づくり	266	①さまざまな分野での交流の推進	広く海外の芸術・文化に接する機会の充実や、本町の芸術・文化、伝統芸能等の海外紹介など、多彩な文化交流を展開する。 研究・教育機関の相互交流を促進するとともに、情報の交流・受発信の場となる各種国際会議などの企画や開催を支援する。	外国人とふれあえるきっかけや場をつくり、交流を深めていく方向性が重要。	教育委員会
		267	②世界の各地域とのネットワークの構築	文化、学術・研究、教育、経済などさまざまな分野での交流を促進するとともに、民間団体と関係機関との連携の促進により、効果的なネットワークの形成を検討する。	(計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	教育委員会
	3. 外国人にも開かれた魅力ある地域づくり	268	①外国人と日本人の相互理解の促進	外国人の暮らしを確保するための各種啓発活動を推進するとともに、外国人と日本人が協力して魅力あるまちづくりを行っていくための施策を展開する。	(計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	教育委員会
		269	②安心して生活、活動できる環境の整備	公共施設、道路標識、各種案内板等の外国語表記を促進するなど、外国人の住みやすい、世界に開かれたまちづくりを進める。	(計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	教育委員会
	行政の執行 多様化・複雑化する行政需要に対応するため、行政組織の再検討・職員の資質向上を図るとともに、施設改善やネットワークシステムの構築を図るなど、効率的な行政運営	1. 行政組織の再検討	270	①適材適所の職員配置	定員適正化計画を推進していく中で、適材適所かつ事務量に応じた適正な人事配置に努める。	各職員の能力を踏まえ、職員配置を進める。職員数が減っているなか、事務量は増加傾向にある。スムーズな事務処理を行えるよう、体制の整備や能力のアップ(質の向上)を進める。
271			②機能的な行政組織の編成	事務事業の推進に当たっては、必要に応じて関係課プロジェクトチームを編成し、弾力性のある機能的な行政組織を編成する。 定期的な政策会議(課長会等)を実施し、事業の進行管理を行っていく。 住民や各担当からの意見を課長、助役、町長へと吸い上げることができる組織機能の仕組みづくりを推進する。	行政組織の編成について、検討を加えていく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課	
に努めます。		272	③企画調整機能の強化	町長、助役、関係する課との協議を綿密に行うことで、町行政施策の総合的な調整を図っていく。 プロジェクトチームの有効活用のため、早期から関係課等との十分な協議により、「目的」と「手段」を明確にし政策体系の立案とプロジェクトの立案を行っていく。	町の方向性について企画立案し、総合的な町の方向性について調整していく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課	
		273	④時代に応じた組織の再編	各課の業務内容・事務量を精査し、スリム化・効率化の観点に立って、政策を総合的・機能的に展開できる組織編成に常に努める。	行政組織の編成について、検討を加えていく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課	
		274	⑤市町村合併への主体的な取り組み	合併新法を踏まえ、市町合併に関する調査研究を引き続き行う。	事業として削除する。	総務課	
	2. 行政職員の 資質向上		275	①人事管理システムの近代化	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、年功序列から能力・実績重視の人事制度の確立を図っていく。 男女共同参画社会の進展と人材の活用を図る観点から、女性職員の積極的な登用を検討する。 若手職員を中心としたジョブ・ローテーションの導入を検討する。	適材適所な人材の配置ができるよう、人事管理を進める。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
			276	②職員研修の内容充実	職員の変革意識や向上心の醸成を図るなどして、自己研鑽を行う意欲の増進を図る。 地方分権の推進により、ますます重要となる法制執務能力、政策形成能力等の向上を図る研修を充実させる。 情報化社会に対応した的確な住民サービスを提供するため情報化対応能力の向上を図る研修を充実させる。	職員の資質向上のための職員研修を進める。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
			277	③人材育成のための環境の整備	政策決定等の際には、職員同士の活発な議論により、よりよい結論が導き出せるような職場の学習環境づくりを促進する。 日々の業務を行う上で、常に改善の視点を持って様々な工夫を円滑に行うことのできる環境づくりを促進する。	人材育成のための体制を整備する。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
			278	④職員採用の適正化	正規職員採用試験については、公募により優秀な人材を広く確保する。 臨時的任用職員の採用についても要綱等に基づき適正に運用していく。	職員数と業務量、財政等との判断を踏まえ、適正な職員採用及び配置を進める。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
			279	⑤地域活動への積極的な参加	各種地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、住民から親しまれ、信頼される町職員を目指す。	職員の地域でのボランティア活動など、活発化させる。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
			3. 施設改善および事務処理の 適正化		280	①庁舎内施設の改善	ワンストップ行政サービス（総合窓口サービス）の導入を推進する。 窓口カウンターを車椅子対応型に随時移行するなど、庁舎内のバリアフリー化を推進する。 受動喫煙防止対策を推進するため、可能な限り庁舎内を禁煙とする。
	281	②各種資料書類の保管方法改善			情報公開条例に対応した、文書管理システムを構築する。	文書管理システムを有効活用していく。システムとしては導入済み。（計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる）	総務課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
		282	③行政の高度情報化	<p>住民の利便性の向上を図るため、オンラインにより申請できる証明書の範囲を拡大することを検討する。</p> <p>住民基本カードのさらなる普及を図る。</p> <p>住民と町とのインターネットを媒体とするネットワークを確立し、双方向の情報充実に努める。</p>	<p>多種多様な申請手続きに伴い、住民の利便性を図る為に、オンラインの普及やインターネットによる情報媒体を住民サービスに活かすことができるようなネットワークシステムの構築することが課題である。</p> <p>印鑑登録証や住民基本カードなどの登録。</p> <p>まだネットワークシステムが確立されていない所もあり、情報化社会の通念における高度な情報処理が求められる。</p> <p>高度情報化社会に適した職場の環境を整え、広域組織による情報を共有して、住民基本カードの普及を推進することが課題である。</p> <p>住民基本カードの普及活動に協力をしてもらう。(住民サービス課)</p>	<p>総務課 住民サービス課</p>
住民の参加 住民が、主体的に参加するまちづくりを推進するため、まちづくりへの参加意識高揚を促進し、町政情報を的確に提供する広報活動の展開と、住民意識を行政へ反映させるための、公聴活動のいっそうの充実に努めます。	1. 住民参加体制の確立	283	①まちづくりへの参加意識高揚	<p>各種まちづくり計画に、住民の意見が反映される体制を整える。</p> <p>各種まちづくりイベントについて、住民が一体感を感じられるような体制づくり(一元化)を支援するとともに、住民参加の啓発を図る。</p>	<p>住民が地域活動・まちづくりへ参加が活発化するよう、意識の高揚を高める。まず、情報について啓発・広報、公開していく。</p> <p>(計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)</p>	<p>総務課</p>
		284	②効果的な広報活動の展開	<p>時代、住民ニーズに応じた広報活動を展開するために、町広報などの内容を再検討する。</p> <p>回覧が実施できる自治会および、団体への加入促進に努める。</p>	<p>わかりやすい、みやすい、効果的な啓発・広報を進める。(計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)</p>	<p>総務課</p>
		285	③誰でも発言できる参加型の公聴活動促進	<p>町長ホットライン(手紙、電話、インターネット、ファックスを利用)を充実させる。</p> <p>町長は、各自治会等の会合へ積極的に参加する。</p>	<p>住民が参加した活動ができるよう、情報・場を公開していく。(計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)</p>	<p>総務課</p>
		286	④まちづくり集会やシンポジウムなどの定期的開催	<p>人材および団体を育成し、行政も積極的に参加する。</p>	<p>行政・まちづくりについて、随時、公開できるような場を確保していく。</p> <p>(計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)</p>	<p>総務課</p>
	2. 自主的な住民活動の展開	287	①自治会組織の充実と活動の支援	<p>自治会未加入世帯を把握し、加入促進に努めるとともに、自治会の法人化促進に取り組む。</p>	<p>地域コミュニティを形成し、自治組織の機能を高めていく。自治会組織の活性化のための支援を進めていく。</p> <p>(計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)</p>	<p>総務課</p>
		288	②町民憲章実践に向けての展開	<p>町民憲章の啓発活動を充実し、参加者の増加を図ることで、より住民の声を行政に反映できる体制をつくる。</p>	<p>(計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)</p>	<p>総務課</p>

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
広域行政の推進 広範にわたる住民ニーズに対応するため、周辺地域との交流・連携を進めることにより、新しい地域振興プロジェクトの提唱を図り、広域的な視野に立脚した効果的、効率的な行政運営を推進します。	1. 周辺市町との交流・連携の推進	289	①中讃広域市町圏において発揮すべき機能の確認	各市町で整備されている住民基本台帳・戸籍ネットワークシステムなどを中讃広域行政で管理することで、諸証明の発行がスムーズに行えることをめざす。	中讃広域における連携を強化していく。	総務課
		290	②事務組合共同事業の効率的推進	一部事務組合を見直し、効率的な運営管理や総合的な行政が展開できるように努める。	一部事務組合との連携を強化していく。	総務課
	2. 新しい地域振興プロジェクトの提唱	291	①広域医療システムプロジェクト	本町において病気にかかる率の高い高血圧症・糖尿病・精神関係の疾患を他町の状況と比較・分析を行い、病気にならないための予防策を立案、実施する。	国保の被保険者については、琴平町が保険者であるため、疾患分析は可能であるが、国保以外の医療保険者の部分については、疾患分析が困難である。国保連合会の協力を得て、疾病分析を行い、予防対策を広報等で住民に啓発している。広域医療として、医療機関や関係自治体・団体等との連携を図る。 (計画掲載項目として掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	健康推進課
		292	②広域観光圏の形成プロジェクト	広域観光プロジェクトへの積極的参加、取り組みを推進する。	県の方向性にあわせて実施していく。 (計画掲載項目としては内容が細かいので、掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	観光商工課
		293	③広域交通体系の形成プロジェクト	国道、県道等の改良、バイパスの設置を推進する。	広域行政との連携を図る。また、琴電との連携を強化していくことが必要。(建設下水道課) (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課 建設下水道課
財政の運営 新たな行政課題や複雑多様化する住民ニーズに対応するため、財源基盤の強化を図るとともに、弾力的・効率的な財政運営に努めます。	1. 財政基盤の強化	294	①自主財源の確保	町税の徴収確保については、全庁的な課題として取り組み、滞納額の縮減に努め、状況に応じた法的処分を実施するとともに、納税意識を高めるよう住民啓発に努める。	税の滞納額の縮減や、自主財源を確保していく取り組みを進めていく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		295	②経常経費の節減努力	職員一人ひとりが常にコスト意識をもち、事務の効率的執行に努め、物件費等について今まで以上に徹底した節減対策を図る。	物件費の縮減など、費用削減をさらに図っていく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		296	③補助金等の整理合理化	行政の責任領域、必要性及び行政効果、終期の設定等の見直しを行い、廃止、削減、統合等の整理合理化を図っていく。また、各協議会等への負担金についても、加入の必要性・効果等を検討し、脱会等の見直しを図る。	補助金について見直しを行い、補助金額について一律カットを行っている現状である。的確な交付等進めていく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		297	④受益者負担の適正化	受益に対する負担のあり方、減免制度および近隣市町の状況等を踏まえて見直しを行い適正化を図る。また、未収金については、さらなる徴収率向上に向けて、債務者への催告や訪問徴収の強化を図る。	未収金の回収を進めるなど、受益者負担の適正化を図る。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		298	⑤公有財産の有効活用	将来にわたり行政目的に使用する見込みのないと判断される土地・建物について、他の有効活用や処分などにより財源確保を図っていく。	行政目的に使用する見込みのないと判断される土地・建物について、他の有効活用や処分などにより、財源確保を図る。現在、建物の老朽化などにより、一般公開されていない施設についても、町の観光資源として活用できるようにしていく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		299	⑥補助事業の有効活用	施策・事業の必要性、効果等を勘案の上で、国・県支出金等の有効活用に努める。	平成22年4月より、過疎地域に認定されたことから、補助事業等を活用し、効果ある事業について有効活用して実施していく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		300	⑦町債の適正な活用	適債事業を厳選し起債総額の抑制に努めるとともに、極力、交付税措置のある有利な起債の活用に努める。	起債総額の抑制に努めていく。 (計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課
		2. 弾力的・効率的な財政運営	301	①施策・事業の厳正な選択	全ての事務事業について、社会経済情勢の変化、緊急性や費用対効果、公平性の確保の観点から常に見直しを行い、厳選し遂行していく。新規事務事業についても、以上の観点から十分検討したうえで着手する。	(計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)
	302		②適正な予算編成	歳入規模に見合った財政構造の転換を図り、社会情勢の変化に伴う住民ニーズに柔軟に対応できる財政基盤の確立を目指すために、各種財政指数の将来目標値を設定し、計画的・効果的な財政運営に努める。	(計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課

施策の体系	施策の内容	通番	主要事業	主要事業の内容	課題・状況・取り組みなど	担当課
		303	③事業効果の高い投資的経費への重点化	普通建設事業費については、今後の公債費の増嵩を踏まえ、事業の緊急性・効果等の観点から一層の選択と重点化を推進し総額の抑制を図っていく。	(計画掲載項目としては掲載方法は検討が必要。他とまとめる)	総務課